

第十回 参議院地方行政・法務連合委員会會議録第二号

昭和二十六年五月十六日(水曜日)午後一時三十五分開会

本日の會議に付した事件

○警察法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政・法務連合委員会を開会いたします。

警察法の一部を改正する法律案の予備審査を行います。御質疑を願います。

○小笠原三男君 昨日も地方行政委員会におきまして法務総裁に対して質疑をしたわけでありますが、私昨年当選して参つた議員で、第一回國會における警察法の審査の過程について十分承知しておりませんので、警察制度の根本的な当時の考え方と、今回警察法の一部改正をするに当つての考え方とが變つておるかおらんのか種々説明をお願いしたわけであります。が、そのあとで第一回の國會における警察法の改正にかゝる委員会の審査記録を見てみますと、やはり昨日私のみならず同僚議員も疑問をいたしました警察の民主化そのものが地方分権にあるという趣旨に基く自治体警察を中心とする問題がどうもはつきりしておらんのであります。そこで今回当時の政府責任者でない法務総裁に伺うのは如何かと思われまふので、当時關係しておられた加藤さんあたりに記憶を新たにしてい頂いて御説明願ひたいのであります。が、それは自治体の警察は国家事務を委任

せられたものであるか、これは初めから地方自治体固有の事務であるかという点において、第一國會においても非常に論争になつておるようですが、ところがどの答弁のところを見ましても速記を止めてとあつて、その最も大事なところがちつともないのであります。それで経過が残余ながら私に素人でわからんので、そこでその当時のこういう建て方をした根本的な考え方について、先輩同僚議員には御迷惑でありましようけれども、御説明を願うと共に、今回の問題に關連する部面を御説明願ひたいと考えた次第であります。

○政府委員(加藤陽三君) 私からお答えいたします。当時警察の事務が国家事務か自治体の固有事務かということにつきましましては非常に論議があつたのであります。ここにおいてになります委員長(岡本さん)あたりも熱心にその質問を展開されたかと覚えております。いろいろありましたが、私の記憶によりますと、最後の結論は国家事務であり、固有事務と見るべきものであります。両方の政策の如何によりましてどちらにも規定すべき事務であるという結論に相成つたと私は記憶しております。一言申し上げて置きます。

○小笠原三男君 その考え方が今日においてもその通りの考え方一部改正の法律案を御提案なされておられるのかどうか、法務総裁に伺ひたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 今回の警察法の改正は、この題目にも警察法の一部を改正する法律案、こういうふうに書いてある次第であります。これは過去三年余りの現行法の実績から考えまして、治安上必要な技術的な修正をい

たしたい、こういう程度のものであります。地方分権を建前といたしまして、自治体警察といふものにつきます。特にこれに手を触れるという考えではなく、これを自治体警察をして国家の治安の要請に應えしめるために多少の手を加えるという考え方でございます。根本におきましては、現行警察法の精神をできるだけ活かして参りたい。こういう趣旨で立案をいたしました次第であります。

○小笠原三男君 それではどういふうですが、再三申上げる通り、私素人でわからんのですが、国家固有の治安問題とか、或いは地方自治体だけに關する治安問題とか、こういうようなことが明確に分けられるものであつて、そうして国家固有の警察事務といふものが、又自治体の持つ固有の警察事務といふものが、これら兩者を合わせたものが国家地方警察である。こういうような考え方になるのか、この点お伺ひたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察といふものは一つでございまして、ただこの警察が現実に維持經營されておる、それを法律の上から考えまして、これは自治体の固有事務と観念すべきものであるか、或いは国家によるところの委任事務と観念すべきであるか、こういう問題が提示されました場合に、現行

法の解釈としては、警察といふものはその双方の性質を持つておるものである、こう今解釈をいたす、これがまあ通説になつておるのであります。これは警察の中に国家固有のものとの認められる部分と、それから自治体固有のものとの認められる部分と二つのものがある、こういうわけでなく、一つのものについて二つの性質を備えておる。こういうふうに見えるのではないか、こ

う存じます。

○小笠原三男君 そうすると自治体警察が所管しておる中にも、国家固有の事務で委任せられた部面がある。それは具体的に非常事態宣言等で總理大臣の所管になるような事項を指すものである、こういうふうになるわけですか。それから第二点としては、国家地方警察の性格も又同様に自治体警察の性格があり、やはり国家固有の事務そのものもある。こういう考えになるのでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは、警察の各種事務の内容に立入りまして、この部分は固有事務と観念すべきものである、この部分は国家からの委任事務と観念すべきものである、こういうふうな考え方ではございませんので、警察の事務全体を一体として考えました場合において、それは国家の委任事務たる性質もあるし、又自治体の固有事務たる性質もある。一つの警察が二つの性格を兼ね備えておる。こういうふうな考え方ではないかと存するわけでありまふ。そこで自治体警察につき

まして同じ事務をやつていふのでございませうから、当然考え方としてはそういうことも成立し得るわけでありまふが、併し御承知の通り国家地方警察は國家の經營するところでございますから、國家につきましては特に自治体の委任事務といふような法律上の觀念を入れる余地はございません。併し社会的な性質といたしましては、かような事柄は自治体がやる場合においては自治体の固有事務と観念すべきではなく、か、そういった性質も社会的にはあるわけでありまして、法律的な表現といたしましては、無論全部國家事務である、こゝ言わなければなりません。その実体において地方的な公共団体的な性質を持つたものも勿論ある、こゝ存するわけでありまふ。

○小笠原三男君 くだいようですが、それでは端的に伺ひますが、非常事態宣言を發して總理大臣の支配下に入るとき警察と、日常における國家地方警察と、自治体警察と、この三者の違ひと申しますか、こういうものの關係はどういふふうにかゝられて日本の警察制度といふものが維持せられていふのであるかという点をお伺ひしたい。結論的には、日常において日本の警察制度は自治体警察制度の精神において行われるものである、こゝういふ考えに對してどういふお考えをお持ちであるか、御所見を伺ひたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 國家非常事態におきまふる特別措置といたしまし

では、内閣総理大臣によりましてその地方のあらゆる警察が一時的に統制されるということだけでございまして、従つて内閣総理大臣の指揮によつて警察力が発動する、こういう形になるわけでございますが、併しこのことはそれによりまして警察が自治体の固有事務であるか、或いは国家の委任事務であるかというその本来的な性格を変えるものではないかと存じまして、非常事態の宣言がある場合においてもない場合においても、すべて警察というものは、自治体警察については固有事務の色彩もあり、又委任事務の色彩もある、こう解釈されております。

○小笠原三男君 結論的に申しました部分について……私その前々から考えているのですが、国家といふ地方ということ、全体であり部分であるような関係にある言葉を以て国家地方警察とする警察の性格が十分私には納得が行かんです。国が予算を出し、そして国会が法律を以て国家地方警察の構成なり、或いは国家公安委員会等が、その維持管理に当るといふような、そういう行政上の部面から言へば、それは形式的には国家警察でありましようけれども、併しその行方事務自体は、自治体がやり得ない、村落における能力のない自治団体と共同して一つの警察の組織として運営管理して行くという部面から言へば、これは必ずしも国家権力を背景とする警察といふふうにも考えられないのじやないか、こういう疑問を持つておるわけなんです。そこでこの点が明確にならないと、ただ単に昨日法務総裁の言うのには、現下の治安を維持するといふ関係から一部警察法の改正をする、そして内容は自治体警察廃止になつたものを、ただ単に国家地方警察に吸収すると、こういうような内容を含んでおりますと、我々としては何かこの国家権力を背景とする中央集権的な警察制度に移行するのではないかと、素人流の疑義を持つておる。又持つわけでありまして、そこでその一方警察民主化のための地方分権というこの原則も確立するという点においてその調整如何という質問を申し上げましたところが、それは理論ではなくて現実の問題として調整すべきものであるというお考えなんです。私その根本的にその点がわからんです。警察制度の持つ理念といふものを理論といふものによつて維持せられない限り、現実的な調整でその都度々々ものが考えられて行くといふことであれば、警察の地方分権というそういう根本命題から外れた集権的な一つの改正であると言われ部面に対して、そうでないというその反駁ができないのじやないかと考えられるのであります。そこで私はやはり根本的にはこの自治体警察、国家地方警察を具体的に取上げた、根本的な日本の警察の民主化、その原則を貫く新しい警察制度の理念なり、理論といふものから、この改正法案を考えなくちやならんじやないかというひとりで、たゞ／＼しくこの問題を質問申上げておるわけなんです、このよつて立つ基礎の考えがはつきりしない限り、私はこの改正案がいいとも悪いとも率直に推し測ることができない。こういう点があるので伺ひしておるのでありますから、法務総裁としてまして率直にもう少し根本的な警察制度の問題について御説明が願ひたいと思うのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 自身として昨日率直に申上げておつたつもりでございますが、実は今の御質問を伺ひまして、漸く御質問の御趣旨が私自身にはつきりいたしました。或いは御質問の趣旨と多少食い違ひがあつたために御満足を得られなかつたと思ひます。只今の御質問の御趣旨は次のように承わつた次第でございます。即ち現在の警察法において、警察の根本的な考えとして地方分権というやうな重大な原則がある。これに對しまして今回の改正はどういう関係に立つか、この点をはつきりしたい、こういう御趣旨ではないかと存じます。御承知の通り現在の警察法におきましては地方分権といふことが、これが警察の民主化のための根本原理と相成つておるのでございまして、これは現在の日本の警察制度といふものを如何に改正いたす場合におきましても、私はどうしても持続しなければならぬ原理である、こう考えておるのであります。そこでこの地方分権といふことによる警察の民主化、この原理が警察法の上におきまして、如何に具体化されるやうな措置が講じられておるかといふことを考へて見ますと、原則的にできるだけ自治体警察といふものを進めて行く、そして自治体警察を維持することの非常に困難である、或いは不可能であると認められるやうな自治体のための国家地方警察といふものを補充的な措置として考へて行く、こういうふうな考え方になっております。而してその自治体警察におきましては、そ

れぞれ独自の公安委員会を持ち、そしてこれが自主的に警察を運営して行く、こういう形で地方分権並びに警察の民主化を行うのであります。が、国家地方警察におきましてもやはりその精神は決して異なるものではないわけでありまして、もとよりこれは各府県について一つの国家地方警察の單位を作つておきますからして、各町村ごとには参りませんが、併しその府県におきましては府県知事の推薦により府県議会の承認を得て任命するところの都道府県公安委員会といふものがありまして、これが地方的なあらゆる事務について考え併せながら警察の運営管理の責任に當る、こういう方法によりまして、地方分権なり、又警察の民主化といふことを推進いたしておるわけでございます。従ひまして現行警察法の考え方といたしましては、ひとり自治体警察においてのみ地方分権が行われておるといふのではなくして、国家地方警察におきましても、やはりその運営面におきましては厳格な地方分権が採用せられておるわけでありまして、さやうな次第でございますから、自治体警察が廃止をせられたる場合におきまして、国家地方警察がこの部分の警察を担任いたします場合におきましても、従来の他の部分と同様に、地方分権の考え方に立ちました都道府県公安委員会の運営管理の下にその警察が運用されるわけでございます。そして、地方分権といふ警察法の根本精神は毫もこれによつて損われるものではないと、こう私としては考える次第でございます。

○小笠原三男君 そんなら一般に東京都なり、大阪なり五大都市、或いは

そういうものに準ずる大都市を除いて、一般の農村で大多数のやうな府県において自治体警察は五千以上の市街の町村或いは市、これだけにあつて、それだけの規模で維持せられておる。然るに運営管理は都道府県單位で都道府県の公安委員会が独立してこれを行なつておる。だから共に自治体警察の性格を持つておるといふのであります。が、そういう私例に挙げましたやうな府県等においてはやはり一種の規模が大きいといふことにおいて小さいものよりは集権的でないかといふことが言われるのじやないかと思ひます。ありますが、それは私の意見でありまして、質問申上げませんが、率直に言うて今回の改正法によつて、五千以上の市街の町村が一時にやめるといふ場合に、これを国家地方警察に吸収するといふ安易な方法のほかに、関係町村を集めて組合立の警察として或る種の規模を持たせて自治体の警察の育成強化をして行くといふ方法もあるかと思ひます。が、これらについて政府としてどういふお考えを持つておられるか。又國警長官、本日御出席の田中警視總監等においては、これらの問題が問題となつたかどうか、なつたとしますればどういふやうにこれらが解決を見たのであるか、この点をお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 廃止せられますところの町村を各單位、例えば各府県ごとに一つの組合を組織せしめて、そして、そして自治体警察といふものを作つてはどうか、こういう問題ですが、この問題につきましては立案當時におきましても相当研究いたされた次第でございますが、御承知の通り

にこの五千以上の町村において今回仮にこの警察法改正が成案通り成立いたしました場合には、廃止されるような、そういう希望を持つ町村というものは恐らく各府県におきまして、府県の区域内で散在的にあるだろうと思ひます。そうしますと、これらの散在した地区を結合いたしました一つの組合警察を持つという事は、これは連続した地域について一つの単位の警察を持つという事は、これは非常に能率的な運営が可能でございしますが、飛び／＼のものを幾つか合せて、そうして大きな単位にする、これは無論別々に行くよりは能率的な運営に可能であろうと思ひますが、併しその場合においては、むしろやはり現在あるところの国家警察、それと一緒にして、そうして地域的に繋りを持つた、そういうものにすることが適當ではないか、こういう考えでこの案になつた次第でございします。なおこの間におきまして、いろいろ各自治体警察の当事者等と話合つたこともございしますが、その辺の様子につきましては齋藤長官より申し上げます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今衆議院から連絡がございまして、衆議院の地方行政委員会におきましてこの警察法の一部を改正する法律案について本審査を行なつておりますから、午前中に就いてこれから午後のはうをやりたいと言つておりますので、法務総裁の退席を許したいと思います。御了承願ひます。なお今日は昨日小笠原君から御発言がございましたので、参考人として警視總監の田中榮一君、大阪市警視總監の鈴木榮二君、それから京都市警察本部長の永田圭一君、三かたが見えてお

ります。なお政府委員は残つておりますから、それについて御質問を續けて頂きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 只今小笠原委員の御質問になりました町村警察の組合の推進の問題であります。これは今法務総裁からお答えになりました通り現行法におきまして組合警察を作る途を認めております。現在これによつてできております警察が二十一でございします。関係町村が四十六ということに相成つております。従ひましてこの問題につきましては同法を改正する必要はないと、こういう結論になつたのであります。

○小笠原二三男君 法務総裁に対する総括的な質問はできなくなりましたので、細かい審査の前提になる立案の経過等について質問したいと思うのですが、よろしくございしますようか。

○委員長(岡本愛祐君) どうぞ。

○小笠原二三男君 では総括質問を省略いたします。我々非公式に幾多の団体からさまざまの要望を聞いておるのであります。自警連の共同になる国警長官の示された試案に対する試案等が出ておつたのであります。今回の改正法案と比較しますと、いわゆる調整がとられて一つの枠となつた具體的な部分があるわけでありまして、先ほど来してございました自治体警察側の主張が結果として入る、或いは入らなかつたというような、具體的な事項については、その入らなかつた部分の問題についてはどういふお考えで調整し、又これを是とせられたのであるか、自警連側からこの際その経過について御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(田中榮一君) それでは自治体警察側を代表いたしまして、私から概略御説明いたしまして、なお不足の部分については他の参考人から御説明いたすことにいたします。

今回の警察法の改正につきまして、いろいろ各委員にも非常な御配慮にあずかりまして、自治体警察側といつたしましては各委員の非常な御配慮に對しましては全自治体二万五千を代表いたしまして謹んでお礼申し上げたいと思ひます。今回の警察法改正に當りまして、自治体側のとりまいた根本的な態度といたしましては、今次の警察法、新しい警察法の精神から出発したものであります。この新しい警察法の精神は大体私は二つに分かれると思ひます。一つは旧来の警察制度のいわゆる権力の集中化、一元的な警察権力、これを分散いたしまして、地方自治の一環として警察権力を地方に分散化するということが第一の狙ひだろつと考へております。次に狙ひはいわゆる警察活動なるものはその警察に従事する警察官が国民に、マ元帥の書簡には人民と書いてございしますが、いわゆる人民に責任を負う、飽くまで国民に對して、警察活動に對して責任を負う、これが第二の精神であらうと思ひます。そこで第一のこの地方分権化の問題につきましては、その精神に基づきまして警察法第四十条の第一項に、市町村は、殊に市街の形を有する人口五千以上の町村は自治体警察を維持する、自治体警察を持つ、警察を持つんだ。而してその自治体内における法律執行並びに治安維持の責任を負う、責任を持つというのが、これが地方分権化の第一でございします。それからなお地方分権化の精神から出

ました第二の点は、日本の警察は国家地方警察と自治体警察の二つある。この双方の間には何らの指揮命令の關係もない。いわゆる相互が自主独立をいたしまして、国家地方警察は自治体警察を指揮命令することはできない。又自治体警察は国家地方警察の指揮命令をすることはできない。但し両者の能率を増進するために、或る意味の技術的の相互の連繫を保つことはこれは支障ない。これが第一の精神から出た原則だろつと思ひます。それから第三の点につきましては、いわゆる警察長並びに公安委員会の組織、又警察長任命の形式が国民の意思から出発しておるというのが、これが第二の原則から出た新しい警察制度の精神であらうと思ひます。かような点から当初新聞紙上に発表されましたように、漏れましたような事柄につきまして、若しこれが実現されるといたしましたならば、現在の警察法の精神に倣ふような態勢に相成ります。極めて重大なる問題だろつ、かように考へまして、政府並びに国警側と自治体警察と十分に折衝いたしまして、只今お手許に御提案になりましたような警察法一部改正の原案ができたのでございします。これらの問題につきまして、一々細かに御説明申し上げますと非常に時間がかるのでございまして、只今小笠原委員の御質問の要点であります自警と国警との、話合ひの上で漏れた分はどの部分であるかという御質問に對しましてお答えを申し上げます。おきまして、事務的の折衝をいたしまして、大体におきまして両者の意見が一致をいたしましたのでございしますが、

ただ一点一致を見なかつた点は、人口五千以下の町村は、御承知のごとく只今国警の管轄となつておるのであります。若し人口五千以上の、市を除く人口五千以上の町村が財政的の事由、その他の事由によりまして住民の一般投票によつて自己の警察を維持しないことができないというようにな、若し国民に、住民にその自由が仮に許されるといたしましてならば、同様に人口五千以下の町村におきましてその町村民の自由意思によつてその従来国家地方警察の管轄内にあつたその町村が地域的に隣接の自治体警察と組合警察を設置することが若しできるならばその途も開いてやつたほうが民主的ではないか、人口五千以上の町村においてはその自治体警察を一般住民の投票によりまして維持できるできないを決定させる自由が仮に與えられることになりましたならば、同様に人口五千以下の従来国警の管轄内にある小町村におきまして、隣接の大きな自治体警察に組合警察として合致したほうがすべての運営において、經費の点において、又人員の配置の点において、又警察活動の運営の点において、そのほうが極めて合理的であるというような観点から、その住民が是非隣接の大きな自治体に組合警察として合併したいという希望がございしますならば、それも一つ許して頂いたらどうだろうか、かような希望を持つておつたのであります。いろいろ政府と折衝いたしました結果、この点については一応留保されたのであります。自治体警察側といたしましては、今なお熱烈なるその希望を持つておるのであります。而して然らば人口三千の自治体警

察と隣接の人口四千の自治体警察と組合警察を作つたらどうかということでありましたが、これでは結局人口七千の自治体警察ができるということに過ぎないのであります。やはり現存する大きな自治体警察としての経験を保持した大きな自治体警察に、地域的に隣接したその大きな自治体警察に、組合警察としての希望を実現させることが最も合理的ではないかと考えたのであります。従いまして人口五千以下の二つのものが集まつて、新しく自治体警察を作るといふことは、これはむしろ望まないほうがよいのではないかと考えるのであります。それからいふ一つは、若しこの人口五千以下の町村において、隣接の大きな自治体警察に組合警察を設置することを仮に認めるとした場合におきまして、若しこれが理論的に拡充、拡大されたような際におきましては、国警の地域が全然なくなつてしまふのではないかとというようなことも、一応理論的には私は考えられると思うのであります。実際問題といたしましては、さようなことは絶対にないことを確信をいたしております。又一面におきまして、然らばそういう組合警察を設置させるよりは、むしろ根本的に或る市へ隣接の小さな町村合併の方法を講じた上で、自治体警察にしたかどうかというような御意見もあるのをごさいます。町村合併という問題は、町村財政の委譲の問題もございまして、いろいろ具体的な問題がございまして、この問題については非常に困難であろうと考えております。従いまして現在の自治法の規定からいまして、町村の一部事務の、組合の規定を活用いたしまして、大きな自治体

に隣接の五千以下の町村といへども一般住民投票によつて、これを組合警察たらしめるという途を開いて頂いたならば、一層合理的な方法ができるのではないかと考えるのであります。それからなお現在組合警察で合理的な運営をしておるところが相当ございまして、現在神奈川県下におきましても、四つの組合警察ができておきまして、それら合理的な人員の配置、それから経費の節減、それから警察活動の運営の合理化というような点におきまして、かような組合警察が現実各所に現在できておきまして、なお各県に望みするようなどころも具体的にございまして、自治体警察側といたしましては、人口五千以下の町村といへども隣接の自治体警察と組合警察として合併する意思があつた場合におきましては、その町村民の一般投票によつて、その自由意思によつて自治体警察とたしめるというような途を開いて頂くことが一番私は民主的ではないかと考えておるのであります。現在では人口五千人以上の町村のみが国警に変わる途が開かれるならば、同様に又国警の管轄内の町村が、逆に自治体に移行するという途を開いて頂くことは私は最も公平であり、且つ又最も民主的ではないか、これこそ本当に住民の自由意思を尊重した制度ではないか、かように考えまして、一応漏れました点だけを御説明いたしまして、なお御質問によりまして、又お答えいたしたいと思ひます。

○相馬助治君 この際田中警視總監にお尋ねして置きます。先ずその前に、この警察法の改正案が問題と相成りまして、その直後において全国自治体公安委員会のいわゆる全公連それから全警連が立上つてこれに対して反対の運動を起しました際に、一般の地方の公安委員及び地方自治体警察の人々はこの二つの反対の動きに対して非常なる注目をいたしましたと共に、先般田中総監並びに鈴木総監が本参議院において陳述された速記というものが全国にやはり伝わりまして、非常にこれらの人に意を強くせしめていたと、こう思うのでございまして。ところがその後だんだん事情が変化いたしましたので、国警側において田中総監等とたびたびの打合せをいたし、何か一種の妥協案が出たことによりまして、最近に至りまして地方においては、すでに田中総監は全警連の意思を代表してない、こういう極端なものである者が現に現われてゐることを、私は一、二の実例によつて知つてゐるものであります。ところが只今田中総監のお話にて、町村組合警察の提唱或いは又人口五千を区切りとして国警に吸収されるという案があるならば反対のことも認めらるべきではないかという進んだ意見が聞かれました。やはり依然として田中総監は自警連の意思を代表している者であるとして、私は先ず一応敬意を表するものであります。そこで私は率直にお尋ねして置きたいことは、全警連の代表者として田中さんは、この警察法改正案の法案が出たことによつて、全国の自治体警察の警察官はこれを喜びとしてゐるか、或いは然らずか、これを絶望的には如何なる状態において把握されてゐるかという点を第一点お尋ねしたいのでございまして。次に具体的問題と

して、地方自治体警察の警察官にしてこの改正法案の提出を喜びとしている者があつたとするならば、それは如何なる点についてこれらの人は賛成をしてゐるのか、次にこの警察法改正法案が提案されたことをいけなうとして反対している向きがあるとするならば、それは如何なる点を注視して反対しておるのか、以上についてこの際田中総監の見解を承わつて置きたいと存じます。

○参考人(田中榮一君) お答えいたします。私どももいたしましては、全国一千六百有余の自治体警察を最初から代表いたしまして、自治体警察側の立場をばつきりいたしまして政府並びに国警側と折衝を続けておつたのでございまして。そこで今回発表になりました警察法一部の改正案につきまして、第一線の警察官が如何なる感想を持ち、如何なる考えを持つてゐるかという御質問でございまして、何分にも九万五千の多数の警察官のごさいますので、その考え方、その思想、その感じ、感情というものは必ずしも同一ではないと考えております。又いろいろの利害関係もございしますので、全部が全部必ずしも一致した気持であるうとは毛頭考えておりませんが、大体におきまして今回の警察法改正に当りまして、自警連の会長といたしまして、下部構成員である自治体警察長の意思を十分に承継しまして、その意思を代表いたしまして今回の改正案の研究に国警と一体となつて従事いたしましたのであります。従いまして第一線の警察官なり、又公安委員さんごさいます思想、感情等は、私どももいたしまして十分代表いたしまして、その意思

を反映いたして本改正案に臨んだのでございまして、従いまして大部分の、殆んど全部の自治体警察官にとりましては、本改正案に對しましては賛成であらうと考えております。ただ一部におきましては、警察法の改正によりまして或いは自治体警察が廃止されるのではないかとするような心配をしておる者もあつたように、又一部若い警察官の中には国警に行きたいという希望を持つておる者もあるようでありまして、併しこれらの者につきましては、一これらの希望を聴取いたしまして、この大きな警察法の改正案に臨むことは到底不可能でありまして、私どももいたしましては、国家の治安維持を如何に確保して行くかという大きな線に向つて邁進したものであります。それから又自治体警察の廃止にしましては、住民の一般投票によつてそれを決定するといふことにはしては、これは公安委員なり警察長又は警察官がこれに對して反対を唱へ、又これに對して賛成をする必要はないのであります。又なすべき筋合いのものでないかと考えておりますので、この点につきましては、自治体警察側としましては満腔の賛成の意を表明いたしたのであります。

○相馬助治君 この際齋藤國警長官にお尋ねいたします。実は法務總裁がその席においでになりますれば、法務總裁にお尋ねしたいことなのですが、おいでになりませんのであなたにお尋ねしますが、今朝ほどの新聞で初めて承知したのですが、衆議院の地方行政委員会においての委員の質問に答えて、大橋法務總裁は、本格的な改正はこの後においても考えていないということ

を言明されたということを初めて承知いたしました。今までは、折角多用中
に政府の説明を聞いておりました。私
どもが大体納得いたしておりました。こ
とは、今回のこの改正法案なるものは
差当り必要とするものを改正するにと
どめて、本格的な改正はあとの機会
に譲るのであると、こういうふうによ
うに承知しておりましたが、法務総裁の言明
がこれと反しておるのであります。こ
が、事実はどうなつていますか。齋藤
国警長官はこれらの点について如何な
るお考えであるかということをお聞き
したいと存じます。

○政府委員(齋藤昇君) 本格的な改
正、或いは暫定的な改正というよう
な事柄について法務総裁はどのような
をせられたか、又政府はどのような考
えでいるかということをごさいます。
が、国警長官としての考えではありま
せん、法務総裁は、私の承知をいたし
ております。その案を、その後だんだ
んと研究を進め、各方面の意向をも
取り入れて、今日のこの改正を以
て最もよいものだと考える、こう
いう御答弁であつたと私は考えてお
ります。従つて只今本格的な改正を行
うという考えは持つておられない、こ
う考えております。

○竹中七郎君 議事進行について。今
日は連合委員会でございますので、成
るべく地方行政委員はあつたにしまし
て、法務委員のほうでやらせんと、だ
んだん長くなるのですが、その点如何
お考えになりますか。

○相馬助治君 只今の竹中委員のお説
に私は至極賛成でございます。従いま
して法務委員のかたからどん／＼意見

を出して頂きたい。ただ私もこうや
つてやつておりますのは、折角多用中
に国警長官を初めとして両警視總監並
に政府委員のかたがお見えになつてお
る、而もこれに對していささかも質疑
がないとするならば、これは甚だしく
遺憾の極みでございますので、かよう
に質疑をしておるのでございまして、
どうぞ只今の竹中委員のお説の通りに
委員長はお運びを是非とも私もはお
願ひいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 竹中君にお答
えいたします。実は今日は法務委員会
で伊藤委員並びに鬼丸委員から御質問
があるはずだつたのです。ところが今
日御出席になりませんので、地方行政
委員会のかた／＼に御質問をお願いし
ておるのでございます。その点御了承
願ひます。

○竹中七郎君 私も誤解いたしてお
りまして、折角法務委員のかたが二人お
いでになりますから、そのかた／＼の
御意見を尊重して上げるために地方行
政のかたは簡単にやつておいてとい
うような考えを持ちましたので……。
○吉川末次郎君 私も全く竹中さんの
おつしやることに賛成なんです、法務委
員会との合同委員会でありまして、私
は本日法務総裁に質問することを昨
日申上げて置いたのでございますが、
先ず法務委員のかたの御質問が終つて
からと思つておりました、他に用事が
ありましたので遅れました、その間に
法務総裁の質問を待つておられたそ
うですが、お帰りになつて、罪は私に
あるのであります、私の質問したい
ことは主として大橋法務総裁或いは吉
田首相にお尋ねしたいのですが、お留
守でありますから、罪は私にあるので

あります、私質問したいと思つてお
ります。このうちで、御在席になつて
おる政府委員のかた／＼からもお答え
を得られるだろうと思つたことを御
質問したいと思つております。私の質問
はこの法案の具体的な事項につきま
しては、後日審議が進行したにつつま
してその都度申上げたいと思ひます
が、先ずそういう事項に関する具体的
な法文についての質問を展開いたしま
す。前提として、極めて大ざつ
つた政治的な問題について主として承
わりたいのであります。

第一にお伺ひしたいことは、法
務総裁がいられませんか、国警長官
の齋藤さんで結構であります。又聞く
必要があれば法務総裁から聞きたいと
思ひますが、会期が非常に切迫して来
ました今日において国会へ御提出にな
つた、そして参議院はまだ正式に付
議されておらないのであります、でき
るだけ早く審議をして通して上げたい
というので委員長は予備調査を今日や
つていらつしやるような段階にあるわ
けであります、これは重大法案であ
ります。新聞等も言つておりますよう
に極めて重大なる法案であります。警
察制度の改正そのことが法律的、制度
的に重大であること以外に、今日の政
治的段階においてはもう一つ大きな政
治的な重大制がそこに加つておると
考えるのであります。それは何である
かと言へば、即ち平和會議の開催及び
講和条約の締結後マッカーサー元帥が
占領政策として実施した憲法の改正、
実質において新憲法の制定であります
が、その他幾多の民主主義的な政治を
実施した、それを講和後においては日
本の為政者特に保守主義的政治家が元

へ戻してしまふ、或る一面ではこれを
反動革命をやるのであるという言葉も
はやつておるのであります、反動革
命という言葉は少しくジャーナリス
チックであります、そういう保守政
治家がやろうとしておられるところの、
ジャーナリスチックな表現を以てする
ならば、反動革命の一環としてその前
駆として先ずこの警察制度を反動化
し、逆転させて、そして一つ血祭りの
一番初まりにするという意味において
非常な注意が集中されておられると思
ひますが、(「ノー」と呼ぶ者あり)
この重大な意味を持つたところの警察
制度の改正案をばこういう時機、切迫
している議会の閉会間際において提出
されたのはどういふわけなのか。私は
これは非常に立法院の議員として慎重
審議して、今一部に少くとも反動革命
の一環としてその前駆としての現われ
であるというふうにも見られておるの
であります、それを併せて考えて、
我々は非常に慎重な態度で以てこれに
対応しなければならぬと思つてありま
すが、なぜこんなにこの重大な法案を
ばこんな閉会間際にお出しになつたの
であるかということについて、齋藤長
官は齋藤長官だけの一つ御答弁を願
ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 会期切迫して
おります折から、誠に申訳ない次第と
存じておりますが、実は本改正法案
はもつと早く提案をいたしまして御審
議を煩ひたいと、かように希望をいた
しておりました。自治体警察側とのい
ろいろな話し合い、いろいろな点から
だんだん遅れまして、三月になつて成
案を得たのでございます。併しながら四
月からは地方選挙のために議院が自然

休会になるということが決定をいたさ
れましたので、当時といたしましては
相當の補正予算を伴ふものと考えてお
りまして、補正予算と同時に提出した
という意向であつたのであります。二
十六年度予算審議中に補正予算を出す
といひますことは、これは自家撞着で
ありますから、二十六年年度予算の審
議が済んだときにしたい、かように考
えておつたのであります。二十六年
年度予算の審議が終りますと間もなく
休会ということが決定されておりました
から、休会明けの五月早々に出した
といひますので延期になりましたので、
非常に申訳ない次第であります。ただ
補正予算は五月の残りの会期にはどの
省といへども出さないという大蔵省の
方針でありましたので、然らば臨時国
会まで待つたかといふ問題であります
が、折角成案を得ましたし、この改正
案が日本の警察全体にとつて治安の維
持の面から申しまして、只今田中總
監から申されました通り、自警側にお
かれましては賛成をしておられるもの
であります。従ひまして成るべく早く
御審議を願へるならばこれに越した仕
合せがない、かように考えておるので
あります。私のほうにいたしましてはこ
こに五千人の定員外に置く増員を考え
ておりますが、これも實際ものの役
に立ちますまでは八九月を要する
わけでありまして、成るべく今年
度内に働かざる警察官を出したいと、
かように考えております。一つは
早く審議が願へれば仕合せだと思つた
次第でございます。これは私に對する御
質問とは思ひませんけれども、本改正
案は法務総裁もたゞ／＼御説明をして
おられます。又只今田中警視總監が民

主警察の根幹をなすマツカーサー元帥の書簡の趣旨に従つて審議をしたという事を只今立証されたのであります。が、我々といふまでもなくこの民主警察を反動的に持つて行こうという態勢の内容は一つも盛られておられない、かように考へております。この民主主義警察の線に沿ひながら自警、国警、お互いに唇齒輔車の関係でうまく行くということがこれで確定をするならば、これに越した仕合せはないと思ひます。

○吉川末次郎君 いろ／＼再質問したいことが今のことについてたくさんありますが、まだほかに大分質問したいことがありますから、再質問を留保して、次の質問に移りたいと思うのであります。第二にお尋ねしたいことは、このリッジウェイ、いわゆるリッジウェイ声明に基きまして、講和後いふろんなこの占領政策に対する再検討を行うというふうなことになるまで、それに対してする用意として、吉田内閣は政府部内に特殊の委員会を作られた、その委員会の顔触れを見ますると、いずれもこの間まで戦犯で追放になつておつたところの人であります。そこにも吉田内閣の反動性が突に現れておつて、これは私は重大な問題だと考へるのであります。そういう全般を通じての一つの反動的な傾向、反動性は何も含んでおらんと今齋藤長官はおつしやいましたが、積極的な反動性を含んでおるか否かということ、これはまあ一つの問題であります。が、そういう形において実は現われておらん、むしろマツカーサー元帥が残して置いた憲法、その他の民主的な改革というものを制度的にやりながら、

その制度の新鮮な精神をば発展させて行くということに対する何らの積極的手段をとらないで、そうして制度は成るほど民主主義的になつておるけれども、頭は少しも変らん、中身も少しも変らん、そうしてその頭の切換えをさして行く方向に日本の一切の終戦後の政治が進展してないといふこと、この形をとつておるといふことが私は一番重大な問題であるといふことをこの委員会でもすでに申上げておるのであります。その共通のことを又これにも感じておるわけなのであります。それで先ずそういう底意を以てここに第二点としてお伺ひしたいことは、政府がリッジウェイ声明に基く対策としての特殊の委員会を作つたり、まあ自由党の選挙策等においてもいろ／＼御研究になつておるところだろうと思ふのであります。が、伝えられるところによつて、警察制度のこういう改正を先ず先駆として、そのほか各種の、いわゆる反動革命的なカウンター・リポリューション的な政策が考へられておる、そうしてその一つとして国家公安委員会の廃止といふことが伝えられておるのであります。これについて齋藤長官は国警長官としてどういふようにお考へになつておるかどうかといふことが聞きたいのです。大体マツカーサー元帥が残して置きました民主的制度の一つといふことで、各種の、今日の旧憲法時代になかつた委員会の制度といふものがありまして、公安委員会のごときもその一つであります。或いは人事委員会とか、その他多数のそうした形のものがありまして、これはアメリカにおきましてもいわゆる三権分立以来の重大事件と言わ

れております。コミッション・ガバメントのシステムといふものは、日本人には、全く古い行政法や政治学や憲法を習つて来た人には理解することのできない新制度でありまして、ところがその新制度の精神を理解するといふ方法にすべてものを持つて行かないで、それを国民になじみがないからといつてすぐ廃止してしまふ。例えば人事委員会などでもすぐそういう議論が起つておるのであります。それと相並んであなたの御管掌になつておるところの国家公安委員会の廃止といふこともこの吉田内閣の反動革命の一つに一般に伝えられておるのであります。が、そういうことが考へられておるのかどうか。又そういう意見に対しては、あなたはどうか思われるか、あなただけの御意見を承わりたい。

○政府委員(齋藤長官) 政府におきましては国家公安委員会を廃止しようといふ考へは全然持つておられないではないか、新聞にそれらしいような臭いのことが伝へられることもありますが、私の一々詮索をして見るわけでありませんけれども、そういうような考へは持つておられないと信じております。私自身も更に立場から……立場と申しますとおかしいのでありますが、政府の方針といふことを離れまして、警察自身の立場から考へて見ました場合におきまして、国家公安委員会制度は存置すべきものである、これは民主警察制度の眼目であると思ひます。

○吉川末次郎君 なおお尋ねしたいことが非常に広汎な大きな意味において政治的なことになりまして、細かいことを齋藤長官にお聞きしたいと思ふの

ですが、ともかく民主的な制度というものの、折角立てられた制度上の民主主義といふものを實質的に、精神的にこれをデイベロップさせるという方向に持つて行かないで、すぐそれから来る、国民の不慣れから来るところの欠点に対して、それからいふところの欠点が出て来たといふので、昔の制度がよいといふような、殆んど多くの為政者が、保守主義的な為政者が考へ勝ちで、これが非常な日本の政治上を一面しておる最大の危機だといふことを一昨日もこの委員会でも申したのであります。が、これと同じ精神に基いて一昨日小笠原委員からお尋ねして御答弁があつたのであります。が、それに附加して更に御答弁を願ひたいと思ふのであります。即ち今度の警察制度の改正案の内容の一つといふことは、自治体警察を、町村における自治体警察を、レファレンダムによつて廃止する意思の決定、廃止してしまつて、これを国家地方警察に吸収するといふのが、この案の重大な項目の一つになつておるのであります。それはそのことに私も私は今申したことの大きな日本の政治の当面する欠陥が包含されておると思ふのであります。ともかく英米の警察制度から見ますと、申すまでもなく天降的なものでなくして、居住民の自発的な意思に基いて、いろいろな番人を置いて警備に当らせたといふようなことからだん／＼と発展して行つたものであります。が、その自治的な警備、自治的な精神を如何にして日本の地方行政や警察制度の中に発展させて行くかといふことが新憲法の精神であり、現段階における我々の役目ではないればならぬと思ふのであります。が、先

ほど申しましたようなことで久しく専制政治に慣らされて来たところの日本人の間、特に農村の封建性、明治になつても、なお封建的な政治が行われ、農村においては、この封建制度が強かつたのであります。が、それを又新憲法の精神に基いて、村の者が自分たちの手で警察をやつて行くんだといふようなことは、今日までの日本人には非常に新しい考へであり、併しなから、それを活かして行くのでなければ、新憲法の精神は、日本の国民の間に実現されて行かない。ところがすべての面において何かさういふことで欠陥が起つて来る、或いは非常な民主的な自覚が、殆んどマジヨリテ的なものが足りないものであります。が、それが財政の面や、すべての能率の面において、これはお上に任してしまふといふような考へになり勝ちであり、又さういふようなことになりまふといふこと、奇貨おくべしとして、待ち設けていたといふような態度で、これを受入れて吸収したいといふような御精神が、非常にあるのじやないかといふことを、私はまあ鑑取するのであります。が、それで昨日小笠原委員が聞かれました財政面、或いは能率の面等において、自治体警察が多少の欠陥を現わすといふようなことがあつたとしても、又早々の時代でありますから、私はあり勝ちなと思ふのであります。が、さういふときに、それをやめさせてしまふとか、或いは国家地方警察へ吸収してしまふといふようなことを待つてましたとばかりさういふ態度をとらないで、その自治体警察を、民主主義的な自覚に十分でない自治体警察を、警察制度精神に副うた民主主義的な警察

○政府委員(齋藤昇君) 民主的警察を更に伸ばして行くことについてどういふ方策をとつたかという御質問であります。自治体警察のほうにおかれましては、自治体警察の先ほども話がありましたように、公安委員会の全国の連合会、或いは警察長の全国の連合会というようなものをお作りになりました。

ての必要性もありましたから、警察官の数を減らすことはできるだけしないようにしてもらいたいというので、その減らすことも制限を加えておつたというふうな状況であります。こういうふうな要求、財政状況、その他によりまして、必要とする適当な警察官を置けばよいというふうに改めたのもその一つであります。又中小の自治体警察におきまして、ふだんはあまり事件がない、併し大きな事件が起ると非常に費用がかかる、自治体としては予算におのずから限度がある、追加予算にも困難を感じる。国家地方警察、他の警察の援助を要求をして解決をするという途はありますが、現行法ではそういうた費用は、自治体警察が拂わなければならぬという立て方では、自治体はその費用が持ち切れない、そういう面を改正をいたしまして、今後はその自治体警察にはふだんの警察を維持するのに必要とする限度の警察官で賄い、どうしてもそれで処理できないというときには、これは国費で援助を求めてやつて行けるということになりますれば、いわゆる自治体警察が財政上困るとか、力が弱くて困るという非難の声がなくなつて行く、自治体警察が存在しながら、存在の意義を十分全うしながら、他の警察との関連において治安の維持上、国家的にも又地方的にも遺憾の点がないというようにすることが、私は自治体警察のあるべき姿において、そして、本当に自治体警察の精神を活かして、長く存続せしめるゆえんだと考えておるのであります。自治体警察に対する今日の法制上のあり方

が、自治体警察の発達して参りますことに對する致命的な欠陥を持つておるということがありますならば、その致命的な欠陥を捉えて、自治体警察制度そのものが、悪いかのように国民が印象付けられるということであつては相成らんとすることが、今度の改正の大きな観点であります。知事の国警に對する出動の要請の点につきましても、これは私はやはり警察法の致命的な欠陥だと考えておるのであります、これは全く例外的な場合でありますけれども、当該自治体の区域内における警察のあらゆる制度が、その公安委員会の専権であつて、而も国家の利益と全然相反するというような場合においても、これに對して国も、或いはその他の機関も当該公安委員以外からは是正する方法がないということでありまして、万一かような場合に際會したときに、むしろその点を改正するということよりは、これが自治体警察の弊害であるとか、或いは弱点であるとかいふことになることを私はむしろ恐れているのであります。あの規定の適用は恐らくそうだろうと思ひますけれども、理論の上におきましてもここに警察法上、国の治安の面から見ても、地方の治安の面から見ても何ら欠陥がない、どこにも盲点が存在していないといふように持つて行かなければ、自治体警察の健全な発達を図れないのじやないかと、かように考えておるのであります。今度の改正におきましてもその他例えは関連犯の点につきましても、自治警がそれ／＼千数百に独立をし、そのほかに国家の管轄区域が跨がつて置かれる、関連犯等については非常に不便がある。この不便をやはり是

正することが今日の自治警、国家その他の警察体制を維持しながら、うまく犯罪の捜査がやれるというようにいたしたことが、又自治体二本建の警察の弊害として指摘せられることを除去するゆえんである。これが民主的警察を育てて行く道だと、かように考えておるのであります。

○吉川末次郎君 御答弁一応承わつて置きます。更に又極めて広汎な諸問題に関連いたしますから、国務大臣等の出席を待つて再質問する機会を得たいと思いますが、もう一つ二つだけ質問して終りたいと思います。その一つとしてお尋ねしたいことは、これはむづかしい国務大臣よりも、具体的、技術的なことでありますから、あなたにお尋ねして置けばいいと思います。これも又二つの委員会まで数度言つたことでありますが、やはり今まで申しましたことと同じように、制度は民主的になっているけれども、その制度の真精神が少しも国民に知らされておらん、又為政者も、それを理解することの積極的努力をしておらん。憲法についても、制度上の改革だけ行われて、例えばその教育についても旧憲法の講義をしていたところの先生が、全然法脈も違えば、又旧憲法は国家主権、君主主権の精神の憲法であつたのが、新憲法は人民主権を精神とする憲法になっているのに、平然として旧憲法時代のまま教壇に残つて、その大学に引續いて、何らの良心の呵責を受けないで新憲法の講義を続けているのが今日の事実であります。このように教育上からも基本的な矛盾があるのでありますから、そういう先生に教わつて来たところの公務員が又わかりそうなことも

ないのでありますが、それはいろいろ／＼な面において現われておるのであります。例えば警察制度においても、たびたび言つたことではありますが、マツカーサー元帥の書簡に基いて、新警察法ができたのでありますが、マツカーサー元帥の書簡の精神が理解できてないものでありますから、翻訳された言葉が非常なミス・アンダスタンディングになつてゐることであります。それは個々に例を挙げて今まで申したことでありましたが、自治体警察という日本の法律語になつて一般に今日、あなたも今たび／＼言つておられるのであります。その原語はミニシバル・ポリスです。ミニシバル・ポリスとはこれは都市警察であります。日本に「都市問題」という地方行政の雑誌がありますが、これは翻訳して「ミニシバル・プロブレムズ」とその雑誌の英文に書かれております。このミニシバリテイという言葉に自治体というよな意味が全然ないわけではありませんが、明らかにその原語の趣旨では、人口五千以上の市街の形を呈しているところの自治体において作るところの警察なんでありまして、このミニシバル・ポリスという言葉を略してMPとする。あなたであつたか誰であつたか、とにかく政府から来て、警察制度改正の内容として内談的に話されたときにMPという言葉をたび／＼使われた、そのミニシバル・ポリス、即ち「都市警察」と訳すべき言葉を「自治体警察」と訳しておられることが語学上の重大なミステークであつて、そういう語学上のミステークによつて、自治体居住民及び国民を言葉から来るミス・コンセプションに陥れて、觀念上の錯

誤を来たさしめてゐるのです。もう一つは「国家地方警察」という言葉の原語であります。この間からも私もたびたび言つたように、それはナショナル・ルーラル・ポリスです。国家というならばネーションという言葉もありましたけれども、普通今日まで日本の法律語等で国家と言われて来たのはステート、ドイツ語のデア・シュタートという言葉が翻訳されて国家とされてゐる。日本人が通常国家主義であるとか、国家のためであるとかということでは、ドイツ哲学から出て来るところのデア・シュタート、英語のステートという言葉の翻訳から出ている。ところが、このナショナル・ルーラル・ポリスとは何であるか、即ちルーラルとは「都市」に對立する人間の社会生活形態である「農村」という意味なんです。それを「地方」と訳しておられる。このナショナル・ルーラル・ポリス、即ちNRPは全国農村警察と翻訳すべきものなのです。飽くまでも都市の警察ではないところの農村の警察です。このマツカーサー元帥の書簡に基いて作られた警察制度の精神は、自治体警察の警官の数にしましても、十二万五千のうち、即ち九万五千人は、あなたの言葉や、法律の言葉で言う自治体警察、その実即ち都市警察、そうしてあとの三万がいゆる国家地方警察である。この警察法の条文を見ても、又その他の面においても自治体警察と訳されているミニシバル・ポリスが、むしろ新しい警察の主体であるというところは、私は十分理解できると思うのであります。それでその自治体警察、即ち都市警察に收容することができず、又これを一單位の警察に作ることで

きない農村地帯においては、これを府県單位で別の公安委員会を作つて、その警察行政を行うの仕組としてゐる。又ここにナショナルという言葉はこの場合は「全国」と訳さなければならぬ。国家と訳すると、ドイツ哲学で言う國家は神様のようなものである。國家のために死ぬのが人生の理想である、國家は最高の道德であるというやうな、そのドイツ哲学で教えられて来たところの「國家」と同じものであるという錯覺を日本人は起す。ところがNRPというのは、都市に收容できないところの農村地帯のポリスをば、全国的にこれを收容しようというのが、私はこれがマツカーサー元帥の警察制度、書簡の精神であり、又それに基いたところの警察制度の精神でなければならぬに、これをドイツ哲学の國家至上主義に基く日本人の國家觀念を利用して、利用するということ非常に語弊があるかも知れませんが、或いは無意識的に用いられたのかどうか知りませんが、ともかくもこれを「國家地方警察」と訳されたのですから、封建性の強い農村の人たちが昔の我々が教えられて来た國家主義、國家至上主義の觀念に結び付けて、何でも國家は偉いのだというの警察とどうちへ行くかと聞かれると、自治体警察のほうへ優秀な警察官が志望しないので、多くのものが國家地方警察へ行きたいということになつて、又意識的にも昔の官僚主義で以て、できるだけいゆる國家地方警察のほうへ優秀な警官を收容するようなことをせられた。事実そういう点を、地方を廻つて見てもいろいろと我々は領取することができるのであります。にもか

くその言葉の訳し方からしてすでにマツカーサー元帥の書簡の眞精神を把握してゐない。それほど日本の今日の國民、殊に官僚諸君というものはドイツの行政法で頭を叩き込まれて来たものですからわからないのです。それと同じことをやつてゐると思ふのであります。それでこの機会にその言葉を一つ直して頂きたいと思ふ。即ちマツカーサー元帥の書簡にあるミニシバル・ポリスを都市警察と訳して直して頂きたい。國家地方警察を全國農村警察と翻訳して頂きたい。その言葉が、ここに原語の意味通りに都市警察と訳され、或いは全國農村警察と的確にここに私は翻訳されて、これが法律用語になるならば、それは今いろいろ／＼デイスカッションされてゐるところの問題なんかも将来解決する幾多の問題がここにあると思ふので、それで今のうちに、自治体警察はこれを都市警察とお変へになることの御意思があるか、國家地方警察というのは全國農村警察とお変へになることの御意思があるかどうかというのを承りたい。それからこれも附加して申し上げますが、これは會つて私が言つたことであります。ミニシバル・ポリスを日本語に訳して自治体警察と誤訳をして、この誤訳を又英文に翻訳して我々の手許に配つておられるこの英文のポリス・ローの中に、原語がミニシバル・ポリスであるのかかわらず、自治体警察と訳して、その言葉通りの逐語訳をして、そうしてこれをオートノマス・ポリスとかなんだとかいうやうな、とてもないこういう滑稽なことをこの國警本部はしていらつしやるわけです。これを見ても如何に新憲法を初め新憲

法に基くところの民主的精神というものが今日のいゆる為政者や官僚諸君に理解されてゐないかということをおもひかへても今の言葉を直されるところの意思があるかどうかということをおもひたい。

○政府委員(齋藤昇君) 吉川委員の学殖の深いことについてはかね／＼敬意を表してゐるのであります。この点につきましては私は全面的に賛成いたしたいところがある。今の市町村警察を自治体警察と呼ぶのはいいか、都市警察と呼ぶのはいいか、これは現在のあり方から考えますれば、都市的な部面を担当いたしますから都市警察という名前を使うことも適當であらうと考えますが、大体自治体がその警察を持つという本来の性格から考えますならば、これは都市と言わず、或いは農村と言わず、現在の警察法では五千以下は持ち得ませんけれども、そういう觀念的な面から申しますならば、むしろ自治体警察と呼んだほうが将来への發展性もあり、又警察の本来の立場からいへばいいのではないかと考へ方もいたされまして、又國家地方警察はルーラル・エリアを担当いたしておりますが、そのほかに國家公安委員會、これもやはりナショナルという言葉を使つておりますが、ナショナル・パブリック・コミッテイであります。ただ農村的な警察の部面をやるだけでなくて、自治体警察側から若し望まれるならば、その学校施設において警察全体の教育もやりますし、或いは通信施設も完備いたしますし、全国的な犯罪の鑑識或いは犯罪統計とい

の自治体警察というものをオートノマス・ポリスということは初めから使つてないのであります、どの言葉が適當であるかどうか、これは十分御審議を頂きまして、改正すべき点もあるならば、御改正をお願いすることも、私はやぶさかではありませんが、我々の方々は、必ずしも研究の結果といたしましては、必ずしも只今おつしやいましたような解釈をすべきであるという結論には疑問を持つわけであります。

ボリスなんです。それをボリス・オ
ブ・オートノマス・エンティテイ、全
然違う言葉で、即ち自治体という日本
語を逐語訳的に訳して、原語と違う言
葉をそこに使つて、ここに我々に出し
ていらつしやる。こんなことは非常な
間違いだと思うのです。これはどうで
す。

○政府委員(齋藤昇君) 只今挙げられ
ましたボリス・オブ・オートノマス・
エンティテイと申しますのは、これは

の行使における地方分権という法律に定められた原則に基礎をおいた効果的な警察制度の建設についても少なからぬ進歩がみられた、日本国民は以前にもまして警察力が如何なる支配者層の手中にもなく、みずからの手に握られていること、又彼らの指示によつて地方の治安維持のための法的武器を提供するものであることを理解するようになつて来た、一國の国内秩序の保持は、法律に定められた安全措置に従う

裁の車中談を基礎にして言つたものと考えるのでありますが、「殆んど全条を通じて、現在の国家地方警察を拡充強化されて、現在の国家地方警察の性格を変えまして、国家地方警察的なものになしようという意図が非常にはつきりあらゆる線に出ておるわけであります。」ということを言っております。又殊にこの国家地方警察の官僚諸君のために、こういうことをまあ言っております。非常に、「これは結局国家地方警察の

○吉川末次郎君 私が今申しましたようなミニユニシパル・ポリスを都市警察と訳し、ルーラル・ポリスを農村警察と訳すべきものであるということは、これは言葉の上から明白だと思うのので、それからこれは私だけでなしに、大阪の鈴木君もそこにいらつしやる田中警視総官も、何か私的の談合において私のこう言っていることと全く同じような意見を吐露されたことがあります。が、これは一つ語学的にも十分研究をし、これは委員の我々のほうで改正案を出してもよろしくごいますが、

私どものほうで誤したのではなくて、向うから示めされたのであります。

○吉川末次郎君 いや、それはどうもおかしい。全然ミニシバルという意味と違ふ。それはそれとしまして、お互いに研究することとして、最後に一つお尋ねして置きたいと思うのですが、本年の二月の二十日に参議院で以て自治体警察の代表者をお呼びになつて、いろいろ証言を行われしめられておるのであります。私は不幸にして欠席いたしまして、甚だ相落まんわけでありましたが、速記録を見ますというと、大阪

限り、各地方団体がその地方的責任に
 応じて警察力を運営する方法の如何に
 かかつていることを国民はよく心得て
 いる、ここでも現在の国家財政の不手
 際のため、ここでも現在の国家財政の不
 手際のためという言葉が入つており
 ます。いろ／＼困難を経験している
 が、この問題は先にも指摘したよう
 に、すでに解決の方向に向つている。
 又この問題とは別に、警察法に盛られ
 た新しい理念の具体化についても大
 きな進歩が見え、警察業務は現在自制
 と寛容と推奨に値する能率を以て運

系統の優秀な官吏が多いのであります。国家地方警察に入っている人は、私もその通りだと思います。齋藤さん、初め皆優秀な人だと思ふのであります。が、「そういう人たちは現在のような農村警察で甘んじられない、やはり国家警察的な仕事をやりたい」というのは御尤もな点であろうと思います。あまりにそういう人たちが残っておりまして、従つてそういう残つておる人たちは寝ても覚めても村落警察なんかには突込んで仕事の張合いがない。」

警察といふのでなしに、やはり国家地方警察と訳することが、この場合はいいのじやないかと思いますが、これを設置する。従つて中央政府が全国的に使用し得るそういう警察を設置する必要がある。こういう提案に対しては、私は全面的に賛成であるということとで、この手紙は書き始まつておるのでありますが、この手紙の中にもいろいろの言葉が使つてありますが、都市のことをローカリティ、地方ということに書いたり、又この警察法も実はこちらで作つて譚訳したのではありますので、むしろ初めから向うから原文を示されたのでありますが、そこにこ

とにかくこれは間違ひである、ルーラルという言葉は農村という意味です。ルーラルが農村でないということは、誰が言えることができるでありまじょうか。あのウエブスター辞典を見ても、明らかだと思うのです。農村という言葉をやわざと地方というように訳して、そこへドイツ哲学の国家至上主義の国家をつけて、そうして警官も国民も錯覚に陥らしめていることは明らかです。而もさつきも申ししたことでありましたが、あなたのほうから我々の手許に渡されているところの英訳のポリス・ローのチャプター三でありますが、この自治体警察はMP、ミニニシパル・

の警視總監であります鈴木榮二君がこ
ういうことを言っておるのであります。
す。これについての一つ御所感を承わ
りたいと思うのでありますが、非常に
長いのでありますから、ちよつと抜い
て一部読まして頂きたいと思いま
す。一昨々年の一九四九年にマツカ
サー元帥が九月二日の休戦記念日の声
明の際警察制度は変える必要はないの
だということをはつきりと声明してお
られるのであります。ちよつと簡単に
この点を読上げて見ますと、これは一
九四九年九月の二日であります。が、
外局特別発表として皆さんもすでに御
承知と思ひますけれども、「この警察力

營されている、警察国家再現の危険とか、現在のようない機構と陣容の警察制度では、治安の維持ができないという危険は全然ない。」ということをまあマツカーサー元帥が言っていることを引用しまして、それからだん／＼と鈴木君は言葉を進めて「国家地方警察が自治体警察を支配するような、いわゆる上位に立つような改革というのは、これは自治体警察を抹殺するような方向に向うのであります。」と言つて、この警察制度の改革を、そういう立場からならん反對をしておるわけであります。それから又この警察制度の改正について、これは条文が発表される前の大橋法務総

ういうようなことを言つて、又更に無意識的にこれらの優秀な国家警察にいられる元の内務省の官吏諸君は「自分は自治体警察の上に立つておる、立たねばならん」という考え方を持つておる人たちがおる。現行法を研究すると到るところに壁がある、この壁をぶち破つて中央集権的なものにしなければならぬ」といふのが、このたびの案ができ上つた根拠ではないかかういふようなことをまあ言つておるのであります。この言に対する御感想を一つ……。(笑聲)

○政府委員(齋藤昇君) 只今読上げられました中に、いろいろたくさんこの

とが盛られております。先ず一九四九年に元帥が今日の警察制度及びその運用を與えられておりましたつきましては、当時我々も非常に感激をいたしましたのであります。先ほどから申し上げますように、一九四六年の今日の警察法大改革の基礎をなします元帥の手紙の精神を更に活かしまして、自治体警察がそのいつまでもあるべき姿を一層發揮して行けるように、現行法の足らないところを改めて行くということは、これは現行法に逆行する改正ではない現行法の精神をよりよくして行くという改正でありますから、この改正に對しましては私は全面的な賛意を得られるものと考えておつたのであります。が、果してさようなことであつたのであります。当時の手紙はどういう事柄に對する、当時の説明はどういう事柄に對するの聲明でありましたか存じませんが、今日御審議をなされております。この改正が不必要だという御趣旨ではなかつたか、かように考へております。それからこのたびの改正は國家地方警察が自治体警察の上位に立つことを意圖しておるといふようにそこに述べられておりますが、これは鈴木總監がさように感じられたのであらうと思つておりますが、我々の本旨とは全く違つておりましたので、數次、会合の席上この改正の本旨をお話をいたすことにいたしましたして、十分納得を得たのであります。文字の使い方その他によつてそういう誤解を招くような虞れが或いはあつたかも知れなかつたのであります。解決を得ました案はそういう誤解を起さない言葉にいたしましたのであります。併し本旨は全然變つておりませんので、從つて当初からさう

な考へは持つておらなかつたのであります。又國家地方警察の職員が優秀な者が多いというお褒めの言葉に對しては非常に感謝をいたしますが、併し、今日の職責で甘んじているということは全然ないのであります。國家地方警察の職員が自治警察のかたゝと連絡協調し、互いに立場を認めながら一緒になつて全國の治安の維持に邁進しよう、こういう決意でおるわけでありまして、これを昔の警察に返したり、或いは自警の上に立つてこれに君臨したり、さうな考へは一人も持つていないことを明らかにして置きます。

○吉川末次郎君 なおいろ／＼質問したいことがあります。國務大臣も御出席になつておられますから齋藤長官に對する再質問も留保いたしました。本日はこれで私は打ち切ります。

○竹中七郎君 自治体側も三人見えていますが、東京のほうの警視總監のほうは割合に關係があらうにならうと思つて、大阪並びに京都のかたにお尋ねいたしたいと思つて、警察法の一部の改正に關連いたしまして、自治体警察側といたしましては、或いは全体でございまして、一般平衡交付金の問題並びに最低の基準の定員確保は殊に必要なるものがあると思つて、この点に關しまして自治体側の警察といたしましてはどんな御要望を持つておられますか。この点につきましてお伺いしたいと思います。

○参考人(鈴木榮二君) 只今の自治体警察の財源の裏付になつておりますところの平衡交付金の問題につきましては、私の希望を申述べさして頂きたいと思つて、この中小自治体が財政難のために出発の当初から苦しんでおつたことは皆さんの御承知の通りでございます。從つてこの中小町村警察が財源難のために、國家地方警察に警察権を信託する、まあ拋棄すると思つて、か、任してしまふというやうな輿論は当初から絶えず起つておりました。我々もこの自治体警察の連合会の仕事をしておりました、会合ごとにこの議題になるのであります。今のような地方平衡交付金の基準單価では町村の財政当局は到底現実に支弁しておるところの町村警察の維持費に満たない。特別に出発当初におきましては、初年度調弁費等がたゞさん要つたのであります。それから、特に目立つたと思つて、すでに出発後三年になりました。予算支出におきましては平衡交付金の基準單価を知つておるものは、これでは町村財政当局が警察を維持することに納得しておらないということを、我々は現実の資料を以て見ておるわけでありまして、そこで御承知のこの二十五年度の本決定は、仮決定の際は十八万二千円余でありましたが、本決定になりましたから十六万三千円に切下げられております。約二万円の切下げをやつておられます。而も一般公務員はこの一月からベース・アップをしまして相當の人員費が上つておるにもかかわらず、自治体警察の財源である基準單価が二万四千というわけで切下げられたかといふことを地方財政当局に聞きましますと、結局金がないから仕方がない。地方財政平衡交付金の外枠が縮小されておるからその比例で抑へ込んでしまつて、それで十六万三千円になつたのだといふやうな無責任な財政処理

をやつております。これはマツカーサー元帥が言われました國家財政の不手際がここに現われておる一つの例でありまして、中小自治体警察が、擧げてこれを國家地方警察に投げ出すという輿論が起るのには理の當然であります。そこで私も自治体の人たちと絶えず仕事をしておるものは、この自治体警察を政府は潰す方向に持つて行くのかどうか、そういう財源を苦しめて置いて、首を吊して足を引つぱるといふやうな政策をやるのかといふことに非常な疑惑を持つておるわけでありまして、そこで我々といひましては如何にぞ使つておるかといふことを實地に調査いたしますと、單価二十万円約使つておるわけでありまして、これは驚沢しないので、必要経費で平均二十万円を使つておる。これが地方財政平衡交付金の基準單価は十六万三千円になつておりますから、こういう大きな町村、特に貧弱町村は自己財源を警察のために振向けるといふことは非常に困難であります。ここに中小自治体が警察を國家警察に投げ出すといふやうな熱烈なる要望が一部出て来るわけでありまして、それでこの方向が違つておるのではないか。憲法の精神が地方分権の方向がきまつておる。又地方自治を育成強化することが日本の民主化の唯一の行くべき途であるといふこの際におきまして、こういう地方自治体として最も重要な警察といふ業務を簡単に投げ出すといふやうな方向に持つて行くことは、これは由々しい問題である。地方自治を破壊する第一歩が始まるんじやないかといふふに心配するわけでありまして、そこでこの警察が、中小自治体が能率が上らんとか、或いは腐敗とかいふやうな将来改善すべき問題を捉えまして、本質論の地方自治を抹殺するやうな方向に持つて行くことは由々しい問題である、財政問題でこの警察権を拋棄するといふ危険を與えましたならば、これはこの財政当局が地方自治を圧縮するやうな方向に國家財政を持つて行くのじやないか。即ち中央政府の都合によつて地方政府の、特に警察といふ業務を彈圧して、これを押出して國家地方警察のほうに投げ出すように押しやるやうな政策をやるというやうにさへ我々は邪推するわけでありまして、まさかそういう考へのかたは中央政府にはおらんとするのだけれども、二十五年年度の地方財政のさうな現実を明らかに皆さんがよく御覧になると思つたのであります。そこで私は五千以上の町村が投げ出すといふこと、このたびの改正法案が出ておりますけれども、これを立てました国の肚の底は一般人民投票によつて投げ出すといふことになれば必ずこの現在のような地方財政の交付金の額では恐らく投げ出すものが滔々として出て来るだらう。從つてこれでは財政上の理由によつて警察権が國家地方警察に移動する、とんでもない派生的な原因から本質的な自治権の一部が國家地方警察のほうに移動する。これは日本の民主化に逆行するやうな印象をさへ國際的にも國內的にも與えるわけでありまして、是非これを食いとめなければならぬ。これを食いとめずには、二十六年度におきまして近く八月の中旬に決定する地方財政平衡交付金の基準單価が現実に即した二十万以上の單価に切替へなければならぬ。この單価を確保するためには、別に教育

は腐敗とかいふやうな将来改善すべき問題を捉えまして、本質論の地方自治を抹殺するやうな方向に持つて行くことは由々しい問題である、財政問題でこの警察権を拋棄するといふ危険を與えましたならば、これはこの財政当局が地方自治を圧縮するやうな方向に國家財政を持つて行くのじやないか。即ち中央政府の都合によつて地方政府の、特に警察といふ業務を彈圧して、これを押出して國家地方警察のほうに投げ出すように押しやるやうな政策をやるというやうにさへ我々は邪推するわけでありまして、まさかそういう考へのかたは中央政府にはおらんとするのだけれども、二十五年年度の地方財政のさうな現実を明らかに皆さんがよく御覧になると思つたのであります。そこで私は五千以上の町村が投げ出すといふこと、このたびの改正法案が出ておりますけれども、これを立てました国の肚の底は一般人民投票によつて投げ出すといふことになれば必ずこの現在のような地方財政の交付金の額では恐らく投げ出すものが滔々として出て来るだらう。從つてこれでは財政上の理由によつて警察権が國家地方警察に移動する、とんでもない派生的な原因から本質的な自治権の一部が國家地方警察のほうに移動する。これは日本の民主化に逆行するやうな印象をさへ國際的にも國內的にも與えるわけでありまして、是非これを食いとめなければならぬ。これを食いとめずには、二十六年度におきまして近く八月の中旬に決定する地方財政平衡交付金の基準單価が現実に即した二十万以上の單価に切替へなければならぬ。この單価を確保するためには、別に教育

は腐敗とかいふやうな将来改善すべき問題を捉えまして、本質論の地方自治を抹殺するやうな方向に持つて行くことは由々しい問題である、財政問題でこの警察権を拋棄するといふ危険を與えましたならば、これはこの財政当局が地方自治を圧縮するやうな方向に國家財政を持つて行くのじやないか。即ち中央政府の都合によつて地方政府の、特に警察といふ業務を彈圧して、これを押出して國家地方警察のほうに投げ出すように押しやるやうな政策をやるというやうにさへ我々は邪推するわけでありまして、まさかそういう考へのかたは中央政府にはおらんとするのだけれども、二十五年年度の地方財政のさうな現実を明らかに皆さんがよく御覧になると思つたのであります。そこで私は五千以上の町村が投げ出すといふこと、このたびの改正法案が出ておりますけれども、これを立てました国の肚の底は一般人民投票によつて投げ出すといふことになれば必ずこの現在のような地方財政の交付金の額では恐らく投げ出すものが滔々として出て来るだらう。從つてこれでは財政上の理由によつて警察権が國家地方警察に移動する、とんでもない派生的な原因から本質的な自治権の一部が國家地方警察のほうに移動する。これは日本の民主化に逆行するやうな印象をさへ國際的にも國內的にも與えるわけでありまして、是非これを食いとめなければならぬ。これを食いとめずには、二十六年度におきまして近く八月の中旬に決定する地方財政平衡交付金の基準單価が現実に即した二十万以上の單価に切替へなければならぬ。この單価を確保するためには、別に教育

費を削つたり、或いは衛生費を削るといふような、他の業務を削るようなけちな考えでなしに、この平衡交付金の枠をこの前の閉会の際に参議院の全部のかたの御決議になつたように百億以上に枠を拡げて、それによつて警察費の単価を確保しなければならぬのであります。或いは現在の調査によつたらあつても必要な枠を確保しなければ地方自治は憲法の下期するやうな方向に持つて行けないのじゃないか。そういう財政上の関係から日本の民主化の基礎が阻まれたり、或いは逆行するといふやうなことをしましたならば、国民大衆はそういうことを望んでおられない。特に貧弱町村におきまして警察権を折角終戦後歴史始まつて以来もつたやうなこの大切な警察権をたつた三年の間にこれを投げ出すといふことを好んでおる人は一人もないと思つてあります。維持できないやうな財政上の負担があまりに自己負担において過重であるから、これによつて税負担が引下げられるのなら投げ出すといふやうな安易な途を選ばそうとするわけでありますから、これはどうしても国家財政の不手際は是正しまして、平衡交付金の合理的な基準単価をきめるということをおは国会の皆さんに心からお願ひいたしました、これによりまして、たとえ人民投票によつて投げ出す途を設けまして、この裏打ちがしつかりしておりましたならば、決して自治体は好んで投げ出すものはないと確信しております。

○竹中七郎君 ついででございますが、鈴木総監にお伺ひしたいと思ひますが、私はこの間のマツカーサー元帥の証言の中にありました、日本人

は勝者に対してはどうも非常に卑屈である。こういうことを言われまして、この前の勧告と申しますか、書簡によりまして日本は警察国家である、これを打破と申しますか、解消するため、かようなふうにはやらなければならぬという書簡が出た、この際におきまして五千人であつて七、八人の警察官で實際やれるかやれないか、こういうことをその当時におきまして實際御研究になつたかどうか。そしてそれが問題になりましたが、経路問題ではなしに、そのほかいろいろ経路問題があるに、又人事交流の問題におきまして七、八人のものでありまして、これをあなたがたのやうな大きい自治体が拾つてやつたり、或いは出してやつたり、そういうことをできるか。或いは地方警察がしつかりやられたならば、こゝういふ問題が出て来なかつたのじゃないかと私は思ふのであります、この点につきまして鈴木総監の御答弁をお願いいたします。

○参考人(鈴木榮二君) その定員の少い警察でその管内の治安の責任が万全を期し得るかという御質問のやうであります、これは私は極端に言へば一人の警察官でもその対象となる、その人口なりその地域が大きければ十分それで間に合うと思ふのであります。で、十人でも八人でもその人口に比例しておおむね置かれた警察組織でありますから、それで一応の平時における治安は前の、旧制度よりはつと確保されておるわけであります。ただ以前は内務省一本の全国警察でありましたから府県警察部長の命令一下この部隊もどこへでも集結できるやうな態勢

でありました。又他の府県から殆んど人は移動できるやうな組織になつておりましたので、背後関係が非常に能率的に活動にやれたことは間違いないのであります。併しながら警察法五十四条の後段に国家地方警察と自治体警察とは協力の義務を負ふという法律がはつきり明示されておりました、協力というこゝによつて、その六人の警察官が自分の力で及ばないやうな事件が起つた場合、即ち騒擾事件のやうな事件が起つて現実の人員によつて治安する場合、或いは必要な殺人事件が起つて、これが逮捕が困難な場合、こゝういふ場合は直ちに国家地方警察の協力を求め得る。このたびの警察法の改正にありまして、自治体相互間におきましても遠慮なく協力を求め得るという法的根拠が明らかになる、こゝうなつて参りますと、六人ではなくして十二万五千の背後が絶えず協力態勢にあるわけであります。警察は別に自分の営業ではありませんから公共の秩序のためにそこに別に国内も何もない、国内の地域におきましてお互ひに協力するといふことは、上からの命令があるやうがなからうがやるのが民主主義社会の当然の根本理念ではないかと思ふのです。従つてその法律の明示があり、又この法の改正法案がはつきりとその点を合法化しておりますから、この改正案と合せまして、現実にもそれは事案隣の家から火事が出ておるにもかかわらずこれを消しに行かないといふ人はないのでありますから、こゝういふ意味におきまして、その府県或いはとこ場合によつては相当広域の警察力を、その六人の警察官で鎮圧できない事態に對しまして協力態勢に持つて行

くことが可能であります。又さういふ考えでなかつたならばこの民主主義社会といふものは到底すべてのものは一人で、独立国のように全部賄われるといふものはないのでありますから、特に警察のやうな機動力の要する仕事は、ほかの固定的な仕事と違つてこの機動力の要する仕事におきましては、常時その非常態勢の準備はそのユニットだけでできておらないのであります。全部総合的な、連合軍としてお考え頂いたならば少数の警察が弱いといふやうな考え方は出て来ないのであります。人事交流につきましてはこれはいささか私個人の意見になるかも知れませんが、全体の自警内部の代表的な意見とすると、人事交流がでないために非常に困るといふやうな希望が強いので、と申しますのは、古い府県単位の警察が一挙にマツカーサー元帥の書簡によつて全国千六百余りの単位に分れてしまつて、警察で小さいのは五人から大きいのは二万四千といふ大きな組織に分かれたわけでありまして、特にこの中小自治体におきましては、初めからその小さい警察で勤めるという約束じやなしに、府県単位の警察に就職したいお氣持の人がそのストップ命令のやうに現場に止められたわけでありまして、初めからこの約束で一生勤めるといふ約束で入つて、旧制度の警察がマツカーサー元帥の革命的な指令によつて分散解除されたこの釘付けの状態に對しまして、ちよつと性質が違ふわけでありまして、そこで警察官はおおむねにその点で非常に悩むを持つております。できれば人事交流が円滑に行つたらいひのじやないかといふことは個人

個人皆言葉で言わんでも皆共通の考えを持つております。併し我々は一步退いて、これは個人の意見であります、が、考えますのに、若しこの人事交流を實際に意図したとするならば、その大きな組織を持つておるものが人事交流の親分になるわけでありまして、例えば国家地方警察が、自分のほうが親元になつて人事交流ができれば人事を以て国家地方警察がその自治体警察を支配することができるといふわけでありまして、結局その人に採つてもらわなければならぬとするならば、平素から大いに実力的にその人の傘下に入り間接的に応援できるわけでありまして、又大阪警視庁がほかの警視庁の者を自由に交流すればこれは向うのほうに行く者はない、大阪警視庁に來る一方でありまして、そうすると大阪警視庁は管下から悪い者は採らないでどうしても悪い者を引抜いて採る、或いはこゝういふ悪いほうをやつて、いいほうを採るといふ、大體の組織の關係におきましては常識であります。いい者はやつて悪い者を採るといふほどそれはど雅量がないのが普通でありますから、さうすると、いい者は立身出世できるが、併し悪い者は残る。さうなると中小自治体はだん／＼吸上げられて行つて、いい者は残らない。結局中小自治体は人的にも枯渇してしまつて、いい者はやめるとか、行くかといふことで、半分強迫されて行く。大きな所へ行けば立身出世できるので、立身出世を期しておるものが大きな所に流れ込む、こゝういふ落ち着かない氣持では自治体が強化できない。こゝういふことになりまして、運営上大きな所は小さい所を絶えず人事面から支配できるという恐ろし

い結果になりますから、私は断じて、この問題は暫らく眼をつぶつて、新しい警察官がその自治体で一生暮すという決心を持つて入つてもらいたい。今の警察が不満であれば巡査からもう一遍入り直す。これは法律でも、何でもなしに総司令部の施策として非常に強く我々に示されております。私個人としてもその理念をよく了解して賛成しておる一人であります。

○竹中七郎君 今の問題で少数の警察官であつてもお互いに助け合えば別に差支えないという事を言われましたが、経費面に關しますと、その経費におきましては實際その必要がなく、それに対しては警察官はいろいろな問題におきまして非常に不合理な経理面が出て来るのでありますが、これは民主化であつて、そういう無駄があつても仕方がないとお考えになりますか。今の警察官は衛生方面におきまして非常に事務が多端であつたのでございしますが、現在は保健所ができて、そういう問題も相当少なくなつておる。こういうときにおきまして、この点に關しましてどういふふうにお考えでありますか。

○参考人(鈴木榮二君) 小さい警察の経費は非常に弾力性がないというのはこれをどうすればよいかという御質問のように御了解してよろしいですか。小さい警察は御承知の通り確かに経費面に弾力性がありません。従いまして平衡交付金も小さい警察に対しては割増をして與えております。基準單価を上げまして、この小さい組織に対しては経費が相当高くなるという

ので、平衡交付金の或る程度の配慮が、ありますけれども、そんなことくらいでは到底間に合わない、結局全体的には小さい警察には自分の力で及ばない場合には、先ほど申しました通りに弁当を持参で頼んで来てもらえらるるにします。先ほど申し上げました協力というものは弁当持参で行く協力でありまして、今度の法案にも国家地方警察が弁当持参で行つて来る、或いは自治体同士で応援した場合に、連絡をよくして、そして自分のほうから要請したうなかつて、弁当代を自分のほうで出す。そういうふうな運用ができるというところになつておりますので、小自治体は応援を求めた場合の賠償は全然要らんわけでありまして。

○竹中七郎君 この警察法の一部改正に對しまして、大体自警連のほうでは賛成だと言われますが、この点につきましても、折角京都からおいでになりました永田さんに御意見を承つて置くことが我々審議の上におきまして非常に便利と思ひますので、お伺い申し上げます。

○参考人(永田圭一君) 私永田でございます。先ほどから田中さんと鈴木さんから殆んど申し盡されましたが、三つの点がまだ了解点に達せずに保留されたままになつております。それは警察が固有の町村、固有の権限であるのかかわらず、至上命令的な法律というふうなもので頭からこの権限を五千以上とか、五千以下で縛つてしまふべきではない、五千以上のものを五千以下の町村であつても、欲つすれば與える。欲つせざればやめさせていいしやないか、又小さい人口の町村で到底やつて行けないというならば、組合警察

を作つて行けば自治体警察の運営ができるのじやないかというふうな考え方で、妥結案の前にも意見を述べたのであります。それからこれは留保されております。それから財政的裏付けが十分でない、自治体警察で警察がもうやめた、警察は要らないといふのは、お金の点だけで皆がそう言つてゐるのであります。一旦警察を自分の自治体の固有の権限として持つたものは、すべて継続して行きたいのだ、けれどもお金の十分でないために、止むを得ず國警のほうに引取つてもらいたいというふうな考え方、そういう面であつておりますので、これも是非とも何らかの機会に御配慮が願ひたいというところ、この点が残つておる問題の第二でございます。

○参考人(永田圭一君) 私永田でございます。先ほどから先ほど吉川さんからいろいろとお話を伺ひまして、実は國警の管轄区域が、五千以下の農山漁村ばかりでありまして、この農山漁村の警察でありますのに、どうも世間では国家地方警察本部というものが東京にありますために、全国の警察を管理しておる、又代表しておるのかのごとくに誤解をされて、今日まで交通法規であるとか、或いは少年の不良化防止の問題であるとか、國策に影響のあるような大きな問題が自治体警察の代表者が何の意見も聞かれずに農山漁村式の交通の法規を作られたり、或いは治安問題、その他の犯罪の大部分は自治体警察の管轄区域内にあるのであります。ただそれで犯罪統計その他が国家地方警察本部に統計上の数字がまとめられておるだけのために、この、先ほど吉川さんが述べたお述べになりましたような大きな錯覚に陥つていろいろと間違ひが起つております。これを

何らかの機会に一つは正して行きたい。こういうふうな考えを持つておりますので、私の次の公聴会に出席して意見を述べること、先ほど委員長からお話のございましたので、まとめまして二十三日に参りまして皆さんがたに聞いて頂きたい、かように思つておる次第であります。

○小笠原三三男君 只今京都市のかたがお話になりましたが、私も素人で國警長官といふと、國の全体の警察を何かやるかのように考へておつたのですが、いやそうではなく、警察法第十二条による国家公安委員会の任命に於て、従来政府委員となつて出た來たのが、政府責任者がおらないといふと、これは補佐として説明されたり、御意見を述べられたりするので、どうも齋藤さん個人を申上げるのではありませんが、どうも國警長官というものは二足の草鞋を履いておるもので、どうも訳がわからんと思つておつたのですが、本日お伺ひしても相当政府側としての意見を吐露されておりますが、私はこの際自警連側のほうから、この法案に對して中心的な意見を述べられたらうであります。それを聞いていただく場合に政府委員である齋藤さんではなくて、国家地方警察の長官である齋藤さんとして、国家地方警察側はこの法案に對してどういふ考えを持つておるかという点を政府委員の立場を離れて一つお聞きしたいと思ひます。と申しますのは、國警長官の試案なるものが前に出ておる。それと今出ておる一部改正法案は違つておるのであります。この点國家地方警察側と政府側が完全に意見が一致したものであるか、

又國家地方警察管内における治安維持、或いは非常事態宣言があつた場合に、國家公安委員会が国内治安を確保するといふ場合に、當面の責任に當る國家地方警察側、特に國家地方警察本部の長官として御意見があるのじやないかと思ひます。この際端的に一つ主張をお伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 國家地方警察本部の長官として申し上げます。この改正案につきましては、只今御指摘されました私の試案といふものとこの案と違つておるというお話でありましたが、私の試案といふものは未だ曾つて持つておりません。出ておりました試案と申しますのは、政府が研究中の案であります。これはむしろ政府委員の立場で作つておつたものであります。併し國家地方警察自体いたしましても、全く同意見でありまして、政府の案とそれから國家地方警察の考え方と違つておる、或いは不満足という点はないと思ひます。ただ一つ私の責任におきましては五千の増員を、純増一万人欲しいと言つておりましたのが、五千人になりました点が違つておるのがあります。これは最初の案は二万人といふことであります。そのときにも實際新規に採用するのは一万人と考へておつたのであります。あとの一万人は自治体警察が若し廃止されるならば、その枠に入つて來られるための定員と考へておつたのであります。それが今度別枠になりましたから純増一万人というのが、國家地方警察本部及び國家公安委員会の要望であつたわけでありまして、併しこれは先般法務總裁が言われましたように、財政の都合

その他から五千人という決定をされたのでありますが、その代りに装備、施設或いは活動費というものを潤沢にみることによつて増員を当分五千人でやるように考へて参りたいという政府のお話でありましたから、どうせ一万の枠が法律で定められても、本年内には五千人程度しか実際採用は困難であらうと考へましたので、装備、施設或いは活動費等において相当増額をせられるならばやれないこともなからうというように考へまして、一応五千人と政府の定められた案に対して従つて行きたいと、国家公安委員会も私も考へておつたのであります。他の点につきましては国家地方警察本部の側から考へましても、この案が極めて適切である、かように信じております。

○小笠原二三男君 では次に政府委員である齋藤長官にお伺いします。昨日法務総裁に私質問しました際、即ち提案理由の説明を聞きますと、現下治安の実情に鑑みて法改正をするのであるという点を指摘しまして、質問いたしましたところが、私の質問の通り、或いは吉田総理、法務総裁、かね／＼言われておる通り現下治安の秩序には何ら不安はない、この提案理由の趣旨は将来の問題に備へての方針である、こういう御説明であつたのであります。ところが政府委員であられる齋藤さんの細目に亘る御説明の中に、定員増五千名という問題を説明する中に、現在の定員においては国家地方警察の責任から見て十分でないということを主張しておられる、そうして又現下の治安の実情に鑑みて警察学校、警察大学等の或る分の定員を現場に五千人持つということとしておられるのだ、こういう御

説明であつたのですが、政府委員のこの現下の治安の実情ということとは法務総裁がおつしやるような将来のことではなくして、現在国家地方警察の責任の立場から、この管下における或いは自治体に協力するという事態に備へての今々の治安維持の問題上から、私は一万人なり五千人なりの定員の増といふことを説明されたのではないかと考へるのであります。で、政府委員でない国警長官の齋藤さんの昨日の御説明によりまして、どうしても一万人くらい欲しい、五千人は絶対欲しい、こういう主張は将来の問題ではないのじやないかと思はれるのですが、その点如何でしょう。

○政府委員(齋藤昇君) 現在将来と申しましても、将来の間近に考へられます将来はまあ現在と同じことだと考へるのであります。が、例えば昨今表面に現われておる治安の状況というものは表面的には心配はないということとは法務総裁も言われた通りであります。し、私もさうに思ふのであります。むしろ昨年の朝鮮事件が始まりました前後から当分の間のほうがいろいろ表面的な事件も非常に多かつた。いろいろな集団的な暴行事件、或いは個々の原因不明な事件、例えば発電所の事件でありますとか、列車妨害事件でありますとか、通信線の切断事件でありますとか、いろいろな事件がございます。これらが心配すべき原因から来ておるものであるか、或いはそうでない普通の窃盗とか、或いは特に怨みを持つた事件であるということが明確になりますならば安心であります。が、その点がどちらにも明確でないといふときには国民自身も極めて不安を持

つのであります。警察自身においてなお更でございます。而してかような事件が今後もないかということを考へまするとき、近き将来のことを講和会議の後或いはその後国際の諸情勢といふものを考へてみまして、ああいうような事柄或いはそれよりももう少し繁くあゝいふ事件が起つて来ないことが確保できるかといふことなから、これはできないのであります。むしろ表面的な活動が極めて平静であります半面に、いつか或る場合の席でお話申し上げましたように、裏面的な組織或いは活動といふものが相当熱心に進められておるようなことがあるのであります。これが現在の治安の状況と申しま

するか、或いは将来の治安に備へてと申しますか、言葉の使いようだと思ひます。将来さういふような事故が起つたときに備へてということにもなりましようし、現在におきましても極く近い場合に備へてといふのであれば現在の場合といふことにもなるわけであります。のみならず、今日の普通の犯罪の事件にいたしましても人員不足のために、例えば農村地区にありましても、普通の窃盗或いは破りといふようなさういつた普通の犯罪の捜査におきましても、人員不足のために被害者に対して非常に不満足と與へておるといふ状況でありまして、先般も申しましたように、曾つて置いておりました駐在所が千近くも今すつと欠員状態に置いておるといふ状況から考へまして、又将来は治安の対象になりませんでした地方におきまして、今後治安の対象としてどうしても考へて行かなければならぬ地域が相当殖えて参つたといふ点から考へましても、これは今日当

面の問題につきまして、どうしても一日も早くこういう欠陥を埋めまして、国民の御安心の行くようにいたしたいといふのが私どもの考へであります。○小笠原二三男君 国警長官としては国家地方警察の責任維持の点から現在の定員では十分でないといふことで増員を主張せられておるにかかわらず、自治体警察のほうは定員の枠を解いて、そして自由に自治体警察にこれを任せる。そこで全体的にはまあ治安維持はできるというところが私にはちよつと納得行かない。国警長官として自治体警察の定員を自由にすること、は自治体警察の定員が殖えるという予想でこの法を考へたものであるかどうか、この点をお伺いしたいのですが、私に地方公共団体にそのまま定員を任せる場合には、手続上は条例のようなもので定員がきまるんじゃないかと思ふのですが、財政的な先ほどの自治警側の主張等からいろいろな公安委員会等当事者の主張が出されても、定員を減らすといふような場合が起つて、自治体警察が弱体化して行くと、それがまず／＼弱体化して行くといふ場合も予想した場合に、国家地方警察の定員増で飽くまでもこれを確保したい。自治体警察のほうは野放しだといふことで、いわゆるこの治安維持といふ問題が十分であるのか、この点をお聞きしたい。

○政府委員(齋藤昇君) 自治体警察がその定員を自由にすることについては、たしました場合に、定員が増加されるか減員されるか。この見込につきましては三人の田中君、鈴木君、永田君の諸君からも、或いはお話があると思ひますが、仰せの通り自警、国警お互い

に援助をし合つて今日まで治安が保たれておるのでありますから、国全体の警察官の数というものは私といたしましても無関心ではおられないのであります。殊に非常事態の場合のことを考へました場合になお更然りであります。併しながらこの制限の枠を外しました場合、今日まで聞いておりましたところは、むしろ増加を要するといふほうが非常に多かつたのであります。殊に中都市、戦災を受けた中都市におかれましては、なお更であります。こういうところでは私は恐らく増加を見たと考へておるのであります。先ほど鈴木警視總監が話をされましたように、むしろ小さな警察におきまして財政その他の理由から今後国家地方警察の応援援助は国費でなされるということであれば、氣楽に応援要請をし得るためにもう少し減らしてもいいといふところが私は出て来るだろうと考へます。併しながら総体におきましては、私はやはり幾らか殖えるようになるのじやないだろうか、我々といった機動的に動き得る警察官の数如何といふのが、一番の問題であります。から、中都市以上の警察が、私はこれはさう減らないと考へておりますが、これが減らなければ心配はないと考へております。中小以下におきまして、財政その他の理由、又私が先ほど申しました理由で、ふだんから十分な人数を持つていない、人がないといふところでも減少されました場合には、それだけ日常におきましても、国家地方警察の警察官の手が忙しくなるわけであります。応援に余計出かけますから忙し

くなると思いますが、その程度は今の増加の場合にも考慮いたしておるのであります。若し予想外に自治体警察の警察官の数を又減少し、国家地方警察が応援に出かけることが非常に多くなるといふ事態が若しあるといたしますならば、それはそのときに又対処をして行くべきだと考えておりますが、今度五千人の増員を頂きますならば、只今の観測といたしましては、さほど総体としては自治体警察は減らうとは考えておりませんから、十分であらうと考えております。

○小笠原三男君 どうも自治体警察のほうになると、そういうことだけは警察法の精神である自治の真義に照らして一生懸命おやり頂くようですが、併しそれはお見込みなのであります。どういふことになるかということとは、法律の建前から言へばこれはわからんことです。私は国家地方警察が定員増を主張すると同時に、地方自治団体に於ける警察もその増員を要望しておるというような結果として殖えるじやないかというような考えがあらうにないかとするならば、その財政的な裏付を持つて自治体の定員の増という問題も考慮せられて、そうして定員を確保して行くということが、国家全体の治安維持という点からは、論理的にはそういうふうなことをやるのが正しいじやないか、それを地方の場合はそれをまあ金の裏付の問題等もありましようが、その地域の治安の実情という問題等もありましようが、自由である。こういう点は国警と自治警とを対等に見比べた場合に、私は法律上の体裁から言つてどうも納得できないと思う。この点一つ御所見があつたらお伺いしま

すが、第二の点として技術的に今回そういうふうな枠を自警に對しては開放する、こうして自警のほうは自主的に自治体だけの意向によつて定員を殖やしたという場合には、平衡交付金はそれに伴つて流れて行くように地方財政委員会の話合ができて、この法案が出て来ておるのであるかどうか、その点お伺いしたい。

○政府委員(齋藤昇君) 現在の法律におきまして、御承知の通り、地方財政が確立したならば……都市警察の警察官はこれを定員を自由にすることゝが書いてありますが、私はこれは自治体警察の本質であらうと考えております。それが国家的要請からして、幾らまでは必ず持たねばならん、こうきめることが私はよろしくないのではないかと。国家的要請からそれでは足りないかと考える場合には、これは別の方法で国家地方警察の警察官を増して、その不足に應えるということにすべきものだと私はさように考えておるのであります。自治体警察の区域内の治安の維持を、当該自治体に任せます、そして国はこれに干渉をしないという建前をとつておきます以上は、自治体警察の警察吏員の不足によつて、当該自治体が犯罪の取締その他が十分でなく困るということであれば、それは当該自治体において処置せられる問題である。国が非常に困る、国として放置ができないという場合、併しながらその場合には自治体警察が応援要請によつてやられるという方法でやられるならば、そのために国警が手を要して不足を訴えるというのであれば、国警を増すべきであるという、かように考えます。又、そのために国の治安上非常

に重大な事柄について、どうしてもやれない、応援要請もないという場合には、このたびの改正によりましてそういう、どうしても放置できないという重大な事案の際には、知事の要請によつて出動するということになつておりますから、そういう見地からいたしまして自治体警察の定員は自治体の自由にする。恐らく私は先ほど申しましたように、戦災を受けて人口の少なかつたときにきめられた定員のところでは、増員の要求が非常に多かつたわけでありまうから、私はこの場合においては増員がなされると思つてゐるのであります。九万五千の枠を外しました一つの大きな点は、九万五千を増さなければ自治体警察官の定員の調整ができない。どこか余つてゐるところから廻さなければ、不足のところへ埋められない。然らば幾ら増してよろしいかと考えました際に、これはむしろ自治体においてどれだけということにきめられるべきものでありますから、予測はつかない。こんなものに一定の幾らという枠をきめる必要は今日もはやない。現在の警察法で九万五千と限られておられますのは、当時地方財政が確立するまでは従前の通り、県費と国費で持つという建て方になつておりましたから、そういう関係で制限の枠が……、そういう理由が一つの理由でもあつただらうと考えるのであります。私はこの自治体警察の本旨に従ひ、それで又国全体の警察の心配も除去する途が設けられておるというのであれば、本来の姿に返るのが望ましい、かように考えるのであります。増加された場合の平衡交付金の問題、これは地方財政委員会のはうとも話をいたしておるので

ありますが、今日は釘付けをされた定員になつておりますので、これを合理的な都市の人口の大きさによりまして、警察官一人に対して人口何人という割合から逆算いたしましたその警察官の基準定員、例えば人口三万から五万までは、警察官一人当り八百人とか千人とか、これをきめまして、そうしてその合理的な考えられる基準までは平衡交付金の対象に置く。その他に特別な理由がなくて、特別の理由も又勘考すべきものだと思います。人口だけでなく、特に警備対象が多いとか、少

いとかいろいろ問題があります。その基準警察官の数を更に超えてした場合に、これは平衡交付金の対象としてはいいであらう。そういう合理的な基準定員というものを作らうに、これは自治体警察の連合会の方にいかれましたも、研究を、来年度において予算編成までに地方財政当局と我々と自警と一緒に、合理的な基準を設けるように努力をいたしたいと思つております。

○小笠原三男君 今話を聞くといふと、意地悪く聞きますと、先ほど鈴木警視總監でしたかが申されたように、やはりこれは自治体警察の定員増を図らうとするものも地方自治体で見るといふふうになつて、生殺しにされるというふうな結果になるのじやないか。現在地方財政平衡交付金の枠というものが、国会における決議があつてもなか／＼容易でないといふふうに一政府側が抑えておる今日において、齋藤さん或いは自警連のかた／＼が今後努力して、そうして定員増なり、自由に治安確保のために自治体警察が警察官を持つということとは容易でないのじやないかと思はれる。これは相当我々意見があるところでありまうが、本日はまあこの程度にして、逐条審査のときもつとこれは申上げてみたいと思ひます。ただ今の御説明の中に、自治体警察がどうしても定員が減らされる、地方の財政上どうにもならんというので減らされるという場合には、別の方法でこの増員を図らなければならんと思うという御説明があつたのですが、その別の方法というのはどういふことを指しておるのですか、お伺いいたしたい。

○政府委員(齋藤昇君) 私が申し上げたのは、自治体警察の定員が地方財政その他の関係から減らされて、そうしてそのために国全体の治安上困るという場合に別の方法と申しましたのは、これは国家地方警察の警察官を増すしか手はないと考えております。併しこれは予測せざる事態現象が一齊に起ると私は考えません。で、部分的に地方々々に、或いはそういう自治体警察もできるかも知れないという場合であります、そういう場合に応援要請に役立つように我々のほうで配置換えをする、長い傾向としてだん／＼減つて来るということでありまうならば、その又傾向に順応して適正な、今度は応援に堪えられるような国警の定員を考えて行かなければならぬ。かように併し万の場合であります。見通しをいたしましては、私は減ることはない、全体としてはむしろ若干殖えるであらうと考えておる次第であります。

○小笠原三男君 再三いふことですが、殖えるであらうといふことは地方の責任、或いは地方財政の負担に

おいて値える結果になるのであつて、これは我々から見れば政治的に非常に重要な問題であると思うのですが、まあ国警長官の立場から、政治的な意図を持たずそういう予想をせられるということについて何ら我々追及する筋でもありませんからこの程度にいたしますが、最後にこの、先ほど来治安という事でこの増員の問題についていろいろその必要性を強調せられておる説明を聞きますと、必ずしも一般犯罪の増という様なことじやなくて、暴動なり、騒擾なり、こういう安寧秩序を乱るという意味の、いわゆる今言う国内治安、国内治安という問題を主として考へて御説明になつておられるようですが、この際お伺いしたいことは、昨日法務総裁にも伺つたのですが、国家地方警察或いは自治体警察の予備隊である国家警察予備隊が七万五千、現在訓練せられたものが配置についておるという問題と関連してですね、この国家地方警察なり、自治体警察なりの定員の増なり、或いは治安維持のための各種の法律改正なりというものについていろいろ私たちは考えられる点があります、長官はどういう関連性を持つてです、この予備隊並びに国家地方警察というものの関係を考へておられるのか、お伺いしたいのであります。昨日法務総裁は国家警察予備隊は実力行使の部隊であるということで、それを理由として別個のものであるというふうにお話になりましたが、私は実力行使の部隊であろうとは考へるけれども、人を殺すということを目的とする実力行使の部隊ではないので、やはり治安維持のために必要がある場合にこれは働くための部隊であると考え

ておるのであります、この観点に立つて質問しておるのでありますから御所見を承つて置く次第であります。○政府委員(齋藤昇君) 私といたしましても、国家警察予備隊の存在しておりますことを前提といたしまして考へておるのであります。若しあの予備隊がないといたしますならば、やはりあれに近いだけの今度は、これは我自身予備隊と申しますか、やはりそういう実力的な存在は必要だと考へております。今別の系統になつておりますけれども、これは一つの系統であつても、別の系統でありまして、この力の存在の必要なことは同じだと私は考へておるのであります。で、法務総裁も述べられましたように、警察予備隊は団体的に行動をして実力行使することを目的としておると言われたのであります、日常的な警察の仕事には従事をしないのであります。今予備隊の施設、装備、訓練のいたし方についていしても、例えば騒擾と申しまして、或いは集団暴行と申ししますも、この予備隊が行動をいたしまする騒擾という様なものは、普通の警察を以てはやつて行けないというやうな事態に行動をいたして、鎮圧をするべきものと考えるのであります。できるだけ普通警察を以て処置し得る限りは、普通警察で処置をすべきであります。今まで起りましたやうないろいろな諸事件、或いは闘争とか、その他御承知のいろいろ事件がありました、予備隊が、ああいう場合におきまして、予備隊がそれじや行動してよろしいかどうかと申しますと、実はむしろこれは普通警察において処置をすべきだと考へておるのであります。ただ実力行

使と申しまして、予防的な意味もありましよう、例えば関東大震災のときには軍隊が八ヶ師団出動したと考へておるのであります。大震災、大水害というやうな場合には警備、予防という意味から、やはり大きな実力部隊が必要である、私はさうな場合に備へるものだと考へておるのであります。○小笠原二三男君 本日はこの程度で長官に対する質問は終わりますが、この前にお願ひして参考人のかたへが出しておられるのですが、十分な質問ができなかつたわけでありまして、この際現下治安の実情に鑑み、遠くから再三おいでを頂くわけに行かん責任者のかたへでもありますので、この前の国会において参考人としてお話になつた趣旨が、この法案が出たが故に変わつておる、私は前言は、この部分は撤回しておるといふやうな部分がありまして、鈴木さんにお尋ねして置きたいと思つたのであります、又主張する部分もありましたら、お尋ねいたします。○参考人(鈴木榮二君) この前の安結におきまして我々の理念が国家地方警察側もよく理解されまして、お互いに合理的な了解点に達したわけでありまして、併し懸案になつた点につきましては、田中総監が言われた通り、五千以下の町村を組合として自治体警察を作ることについて法の追加改正が実現してないわけでありまして、そういう点は我々又今後の皆さんの御協力を待つ次第であります。それから地方平衡交付金の問題、それから先ほど今国警長官に御質問になつておりました自治体警察の枠を外すというその財政的裏付がないのじやないかという問題、これは重大な問題でありまして、国家地方警

察の五千人の増員につきましては、すでにその議会の予算が留保せられておるやうであります、それが本案が通れば使へるやうに現在の予算からでも流用できるやうな話も漏れ聞いておるわけでありまして、そういうふうな国家、政府のほうの組んだ予算におきましては、国家地方警察におきましては、さういふ便利な運用が予定されておる。而し自治体警察の枠を外すという問題は、ただ抽象的に外すという問題が法案に出ておりました、地方の平衡交付金の増額ということとは未だ確保されておらないのであります、それと相關的にどの程度までその定員を合理的に増員する場合におきましては、裏付をするかという点は、是非この法案の実質的な内容でございまして、十分見届けて頂きたいという点であります。それから今朝ほど問題になつておりましたこの警察というものは、一体自治体固有の事務か、国家事務かというやうな議論であります、私どもの自治体のほうの警察というものは、行政法的に申しまして、新憲法の精神から申しますと、この警察権といふのは当然町村の固有の業務であると思つたのであります。地方自治法におきまして、公共の秩序を維持するといふことは、町村の五千以下とか五千以上にかかわらず、市町村の公共の秩序を維持するといふことは、当然の義務としてたしか地方自治法の二条に掲げております。又条例も作れるわけでありまして、御承知の集会禁止のやうな条例も、普通であれば法律で問題になるやうな治安警察法の少し焼き直したやうな条例さへ市町村であればできるわけでありまして、それほどの強

力な条例も作り、又これの執行の裏付を自治体警察がやるわけでありまして、警察権といふのは町村固有の業務でなければいふことができない。現在国家地方警察と自治体警察がやつておる業務の内容は全然その運営面においては同じであります。そこに何らの差等はないのであります。そういう点から申しまして、ただ運用面におきまして応援に来てやるか、それだけの余裕があるから応援に行つてやるか、国費のほうのルートが都合よく出るから応援費用は手弁当で行つてやるか、さういふ方法で運用しておるに過ぎないのであります、別に自治体のほうだけに政府が恩恵を與へたといふわけではなく、これは結局国民から出た税金を、地方の税として取るか、国税として中央へ集めるかの財政技術上の問題である。その本質は個々の市町村住民の税金が、中央のほうに直接徴税されておるか、或いは地方税として、或いは中央に徴税されたものは平衡交付金として町村に還元されるかといふことの違ひでありまして、結局その財政的基礎におきまして、町村住民の直接、間接の税金によつて我々国家地方警察並びに自治体警察に維持されておる業務の内容におきまして、全然現在差別がないという点から見ましても、これは地方自治体の固有の業務であるといふことは、私は決して行政学上疑いなき事実であります。従来こういう国の事務であると、町村の事務といふのは観念的に区別して、ど

こがやるかわからぬやうなことを、よく言う中央集権の弁明に使う人がありますけれども、私はさうは思わない。

○委員長（岡本愛祐君）　ちよつと田中
總監から補足したいことがあるそうで
す。

○参考人（田中榮一君）　先ほど小笠原

衡交付金の交付の確保というこの三つの点は、この警察法改正に極めて密接な関係があり、又今後の自治体警察運営の上に重大な点があるのでございますので、これにつきまして十分一つ国会におきまして御審議を願いたいと考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 先ほど永田本部長から述べられましたことにつきまして補足をいたしたいという所がございますので、許します。

○参考人(永田圭一君) 先ほど竹中さんのお尋ねにお答えしました中で、警察予備隊のことで漏らしましたのですが、丁度小笠原さんが今お尋ねになりましたので思いつきまして補足させて頂きたいのであります。それは全国の各地にすでに予備隊がたくさん分駐されております。ところが未だこの予備隊は、非常事態が起つた場合における応援その他の調整連絡の処置が何ら講ぜられておりません。国家非常事態の際には国警は総理大臣の統制下に入るといふことが出ておるのであります。が、すでに予備隊のできました所は、あちこちから国警の駐在所の調査を集めてもらうよりも予備隊に来てもらうほうが非常に効果的でないかと思うのであります。この点についても今度の警察法の改正に補足して何か要望を入られて頂きたい。かように思うのであります。一言申し上げます。

○中田吉雄君 田中警視總監に資料についてお願いして置きたいと思っております。警察法の改正につきまして一般的な、或いは逐条的な質問は後に譲りたいと思いますが、先刻の御発言で神奈川県が組合警察として四つくらい模範的に成功しておる事例があるという

ことを申されたように思いますが、神奈川県だけでなく、あちこちにあると思いますので、これは極めて注目すべき現象であると思えますので、一つ全国的な規模における調査、並びにその機構運営等を知るような一つ資料がまとまりましたらお願いしたいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) それではその資料の取寄せをお願いします。

○小笠原二三男君 国警長官、或いはその他なお特に法務総裁或いは関係大臣等まだお聞きしたい点がございすが、本日はこの程度で散会されることの動議を出しますが、如何ですか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) それではこれで散会いたします。

午後四時五十七分散会

出席者は左の通り。

地方行政委員

委員長

理事

委員

岡本 愛祐君

堀 末治君

吉川 末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

岩澤 忠恭君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

石川 清一君

法務委員

委員長

理事

委員

鈴木 安孝君

鬼丸 義齋君

齋 武雄君

岡部 常君

国務大臣

法務総裁

大橋 武夫君

政府委員

国家地方警

齋藤 昇君

国家部長官

本部警務部長

加藤 陽三君

事務局側

常任委員

武井 群嗣君

会専門員

常任委員

福永興一郎君

会専門員

常任委員

長谷川 宏君

参考人

警視総監

田中 榮一君

大阪市警視総監

鈴木 榮二君

京都市警

永田 圭一君

察本部長

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁